

議 事 日 程 第 3 号

平成26年6月12日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	木村芳浩	議員	2番	相田克平	議員
3番	高橋嘉門	議員	4番	佐藤弘司	議員
5番	山田富佐子	議員	6番	山村明	議員
7番	鈴木章郎	議員	8番	高橋壽	議員
9番	白根澤澄子	議員	10番	佐藤忠次	議員
11番	遠藤正人	議員	12番	堤郁雄	議員
13番	工藤正雄	議員	14番	齋藤千恵子	議員
15番	島軒純一	議員	16番	海老名悟	議員
17番	渋間佳寿美	議員	18番	相田光照	議員
19番	中村圭介	議員	20番	小島卓二	議員
21番	佐藤 兵	議員	22番	高橋義和	議員
23番	小久保広信	議員	24番	我妻徳雄	議員

欠席議員(なし)

出席要求による出席者職氏名

市長	安部 三十郎	副市長	小林 正夫
総務部長	須佐 達朗	企画調整部長	山口 昇一
市民環境部長	赤木 義信	健康福祉部長	菅野 智幸
産業部長	多田 美佐雄	建設部長	細谷 圭一
会計管理者	神田 仁	総務課長	菅野 紀生
財政課長	後藤 利明	総合政策課長	我妻 秀彰
水道部長	加藤 吉宏	病院事業管理者	芦川 紘一
市立病院事務局長	加藤 智幸	教育委員会委員長	高橋 英機
教育長	原 邦雄	教育管理部長	船山 弘行
教育指導部長	土屋 宏	農業委員会会長	伊藤 精司
農業委員会事務局長	高橋 寿一	選挙管理委員会委員長	小林 栄
選挙管理委員会事務局長	生田 英紀	代表監査委員	大澤 悦範
監査委員事務局長	宇津江 俊夫		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	近野 長美	事務局次長	高野 正雄
庶務係長	金子 いく子	議事調査係長	青木 重雄
主査	堤 治	主任	我妻 政仁

午前10時00分 開 議

- 島軒純一議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

- 島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許可いたします。
一つ、(仮称)南地区中学校新設計画の進捗状況について外1点。20番小島卓二議員。
〔20番小島卓二議員登壇〕(拍手)

- 20番(小島卓二議員) おはようございます。
今回の一般質問は、ただいま議長が読み上げられたとおりであります。
1つ、(仮称)南地区中学校の新設計画の進捗状況については、市民の間では一部の方々、特に学校関係者や小・中学校の父兄の関心事となっておりますが、全体の中身を熟知しているわけではありません。
米沢市議会の議会報告会の席上、参加者から南地区中学校新設計画について質問をたびたび受けました。いつごろできるのか、どこに建てるのか、学区はどうなるのかなどであります、わかる範囲内でお答えしております。
ことしの2月に新設の設置場所は「興譲館高校北周辺に」との見出しで地元新聞に載りました。記事を見た市民は、新聞の記事が事実として伝わり、私が知らなかったことが議員失格のような受けとめ方をされてしまいました。
(1)先に新聞報道があり、建設地が2カ所に絞られたようだが、本当か。
次に、米沢市立学校適正規模適正配置についてお聞きいたします。

平成25年2月に米沢市教育委員会は、基本計画を策定いたしました。この趣旨は、「子供たち一人一人が社会の変化に対応し、これからの時代を担う『生きる力』を育み、望ましい人間形成を図ること」という視点に立ち、よりよい教育環境の創出と質の充実に目的としております。

この背景には、児童生徒の減少があります。私が小学校を卒業した昭和35年のときは、1学級53名で、6学級がありましたので、1学年300余名。6学年合計1,800名の児童数を数えました。

この時代の市内全校の児童数についてはわかりませんが、昭和57年の児童生徒数1万2,311人を100とすれば、平成24年度では7,403人で、約40%の減となっております。また、平成30年の予想では6,558人となり、47%の減となります。この結果、各学校とも学級数の減少となっております。

学校教育の重要性では、子供たちは知識や学力を身につけるだけでなく、集団の中で人間関係を築き、学習しながら体力の向上や自立・自主性を育み、子供の人格形成面においてもグループ活動や部活動、各種行事などを通してさまざまな人とかかわり合いながら、社会性を育むことが求められております。

南地区中学校の適正規模計画については、学級数の増加により教員も増員し、各教科の専門教員の配置が可能となります。さらに、さまざまな競技種目の部活動を行うことができ、選択肢がふえることとなります。

今回の基本計画での適正規模を各学年4学級以上、12学級以上とされていますが、開設初年度の南中学校の教員数は何人と考えているのか、また事務職も含めた職員数はどのくらいになるのかお聞きいたします。

適正配置計画では、将来構想を現在の8中学校を東西南北の4中学校とするようであります。まず最初は、南地区中学校からの計画となっておりますが、25年度中に設置場所を決めるとして

おりましたが、いまだ決定しておりません。各小学校区の代表者との話し合いや地元説明会を開催してきましたが、今後の進め方についてお知らせください。

26年度に設置場所を決定した場合、南地区中学校の開校は32年度になるかと思いますが、これからのスケジュールについてもお聞きいたします。

私は、開校時の生徒たちにとって大変気がかりな点があります。平成32年度に入学する生徒たちは新たな校舎からスタートしますが、30年度、31年度に二中、五中、南原中に入学した3年生、2年生の生徒たちはどうなるのでしょうか。

例えば興讓小の生徒の場合、一中、二中、四中に通学しており、それぞれの中学校の制服で通学しております。32年度開校に当たり、興讓小の生徒は全員一中に通うこととなります。生徒たちにとって大変な物心両面の負担となるのではないのでしょうか。このことについてどのように考えているのかお聞きいたします。

次に、(3)南地区新設中学校の設置場所についてであります。米坂線の内側なのか、外側なのか大きく分かれるところでもあります。インフラ未整備地区の問題点としては、上下水道や通学路の道路整備、また排水路などの環境整備を整えなければなりません。下水道は太田町団地までで、以南には布設されておられません。下水道を延伸することは可能なのか。この場合32年度まで整備できるのかお聞きいたします。

一方、米坂線の内側では全てのインフラが整っており、米沢市土地公社所有の5ヘクタールの土地も手つかずの塩漬け土地となっております。これを機会に南部土地を開発する考えはありませんでしょうか。米沢市長のコンパクトシティ構想にも合致する場所だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2、米沢市立病院の建てかえ計画についてお聞きいたします。

6月1日から23日まで、米沢市立病院建替基本構想についてパブリック・コメントを実施しております。この中で、市民アンケートや患者アンケートを通じて市立病院の満足度や不満が明らかになっております。

これだけで市民説明がなされたとは理解しがたい状況と考えております。外来棟・管理棟の建物は築後48年、入院病棟は築後29年を経過しております。ともに老朽化が著しく、早急に改善が必要となっています。このために早期の建てかえが必要なことは言うまでもありません。

建設ありきとして問題点をお聞きしますが、私はまだ正式に建てかえを行うことについて、米沢市が態度を明らかにしたという記憶はありません。基本構想第2章、再整備基本方針の4、「施設整備により快適で機能的な病院を目指します」と書かれてあることが建てかえありきと理解してよいのかお聞きいたします。

ア、建設する場所は現在地なのか、別の土地なのか、いつごろまでに決定するのでしょうか。

イ、新しい病院の規模は320床とし、1床当たり80平米を予定していますので、延べ床面積は2万5,600平米となります。建設コストを平米40万円とすれば約100億円かかる計算となります。この100億円は、米沢市として十分返済可能な数字かどうかお聞きいたします。

このほか、駐車場用地については700台を予定していますが、1台当たり20平米が必要であれば、1万4,000平米、1.4ヘクタールの広さが必要となります。中心市街地活性化事業に57億円、四中建設に約30億円を拠出して、さらに市立病院の建てかえに100億円から150億円となれば、市の財政負担は大きくなり、これ以外の事業推進に支障を来す結果とならないかお聞きいたします。

ウ、不採算科の取り組みについてはどうか。

精神科は、社会の多様化に伴い、患者数が増加傾向にあるのではないのでしょうか。一概に不採

算科と位置づけるのではなく、新たな視点で取り組むことが可能ではないでしょうか。また、早急に医師不足を解消する努力を続けていってほしいと考えます。

エ、病院だけの問題ではありませんが、少子高齢化が進み、人口減少時代に突入する米沢市にとって、事業の縮小や経営状況に影響があるのかどうかお聞きいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○島軒純一議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私から、小島卓二議員の御質問にお答えいたします。

南地区中学校に関することについてお答えいたします。

まず、既に建設地が絞られているのではないかと御質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、現在候補地の選定に向けた課題整理や情報収集を行っている段階であり、現時点で建設地は未定であります。

なお、建設地に関する情報発信につきましては、地権者の方々への配慮や関係機関への事前調整等が必要になることから、その取り扱いは慎重に対応していかなければならないと考えておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

次に、現在の進捗状況と今後のスケジュールについてですが、昨年度関係する4地区、南部、山上、南原、松川の地元代表者協議会において、建設用地を決めるための条件等についての協議を重ね、本年1月までに全ての地区から答申をいただきました。

本市ではそれらの答申を受けまして、昨年度は市内における関係16課の課長級によるプロジェクトチームを設置し、また、今年度からは部長級も加えたプロジェクトチームを設置して、各地区から答申された意見等を尊重しつつ、現在あらゆる観点から建設候補地について検討を行

っているところです。

プロジェクトチーム会議は、現在まで4回開催し、代表者協議会から答申された課題の整理や各課における課題の明確化、課題ごとの今後の見通しなどについて協議を行ってきました。今回の会議では、課題解決も含めた全体的な費用に関することについて協議を行う予定であります。

今後のスケジュールにつきましては、今年度は引き続きプロジェクトチームにおいて建設候補地に関する検討を重ねてまいります。建設候補地を決定していくプロセスでは、通学路の安全を確保するための歩道の整備や踏切対策、多種多様な部活動のグラウンドやスクールバスのロータリー設置に伴う広い用地の確保、自然環境保護や排水処理など、多種多様な検討課題もありますが、あらゆる観点から検討を行い、適切な建設用地を総合的に判断した上で、今年度中をめどに建設用地を決定したいと考えております。

その後は、平成32年4月開校に向け、各種にわたる具体的な取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、関係地区の地元代表者協議会に関しましても、取り組み状況の経過報告を行いつつ、建設用地を公にできる段階になりましたら、決定に至った説明を行うとともに、具体的な通学路や通学方法などの協議に入っていきたいと考えております。

(仮称)南地区中開校時における教職員数ですが、開校時における生徒数が536名であり、これは現在の第四中学校の526名とほぼ同じであるため、第四中学校を参考にお話をいたします。

1学年6クラスのため、全校では18クラスに、特別支援教室を含めると、21クラス程度になると予想されます。教員につきましては、校長、教頭、教諭、養護教諭を含めると36名です。事務職員につきましては、補助職員を含めれば

2名の体制で、合計は38名程度になるものと考えます。

次に、（仮称）南地区中学校開校時に伴う学区再編により、指定校が変更される生徒に関しましては、新1年生は新しい学区の中学校に入学することになります。新2・3年生につきましても、原則として新しい学区での指定校に通っていただくこととなります。しかし、学校が変わり環境の変化による子供たちへの影響を配慮する必要があることを鑑みますと、しゃくし定規的な対応はできないという認識でおります。

具体的なケースで申し上げますと、前年度まで第二中学校、第四中学校に通っていた興譲小学校出身の新2・3年生は、新しい指定校となる第一中学校に通うこととなります。しかし、このようなケースに該当する生徒については、学校生活の途中で環境が変わってしまうことによる影響を考慮し、希望があれば入学時から第一中学校に通うことができるような配慮も必要と考えております。

なお、将来的に（仮称）西地区中学校の学区となる愛宕小学校出身の生徒に関しましては、現状として西地区中学校の開校時期が未定でありますことから、柔軟な対応が必要と考えております。西地区中学校の開校までの期間が短期の場合には、西地区中学校へのスムーズな移行が期待される第三中学校ということも考えられますし、開校までの期間が長期にわたる場合は、第二中学校で培った生徒同士の結びつきを重視し、南部小学校出身の生徒が通う南地区中学校ということも考えられます。

教育委員会としましては、該当する生徒がどの学校に通うことがより望ましいのか、過去の学区再編時の対応などを参考にしながら検討をしているところであり、このことは保護者を中心に学校や地域のお考えも考慮した上で判断する必要があると考えております。

今後、（仮称）西地区中学校に係る小学校

区ごとに地元代表者協議会を設置し、子供たちへの負担軽減に関することや、考えられるさまざまな課題について御意見をいただき、丁寧な対応を行っていきたいと考えております。

最後に、インフラ整備地区、または未整備地区への学校建設に対する考え方についてであります。先ほどお話しさせていただきましたプロジェクトチームにおいて、現在さまざまな観点から建設候補地についての検討を行っているところであり、その観点の一つには通学路や上下水道など、インフラ整備に関することも含まれております。

建設候補地を選定していく上で、インフラ整備は重要な要因であることから、プロジェクトチーム会議においても課題の明確化を図ってきているところですが、それ以外の課題も多く存在していることから、現在のインフラ整備状況だけで候補地を判断できるものとは考えておりません。

教育委員会としましては、子供たちの安心・安全、また心身の成長や発達にとって望ましい環境であることを第一に考え、候補地を決定したいと考えております。その上で対応が必要となる課題については、全課の総力を挙げて課題解決を図っていく考えであり、市の対応だけでは解決が困難な課題があった場合には、関係地区や保護者の方々の御協力もいただきながら、可能な限りの対応を講じてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 加藤市立病院事務局長。

〔加藤智幸市立病院事務局長登壇〕

○加藤智幸市立病院事務局長 私からは、米沢市立病院の建設計画についてのうち、市の財政負担以外の部分についてお答えいたします。

初めに、市立病院の建てかえにつきましては、米沢市立病院建替基本構想案を取りまとめまして、議員がおっしゃるとおり、現在この基本構

想案に対するパブリック・コメントを6月1日から23日までの期間を設けて実施しているところでもあります。多くの市民の皆様から御意見をお寄せいただきたいと考えております。

次に、建設場所はどこか、いつごろまでに決定するのかということについてであります。建設場所につきましては、現地での建てかえと移転新築のそれぞれの場合の事業費、工期、アクセス道路などのインフラ等について、メリットやデメリットを調査し、慎重に比較検討しているところであり、現時点におきまして建設場所は決まっていないところでもあります。

今後基本構想の後に策定する基本計画で建設場所を明記する予定であります。この基本計画につきましては、今年度内に原案をお示しできるよう作業を進めてまいりますので、もうしばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

次に、不採算科の取り組みについてであります。米沢市立病院におきましても精神医療も含めて不採算となる分野がありますが、不採算部門につきましては、その補填のため、総務省の繰り出し基準ののっとり一般会計から繰り入れを実施しております。精神医療のほかにも救急医療、高度医療、小児医療などがあります。

米沢市立病院は、本市及び近隣市町の地域医療を守る最後の受け皿としての役割を担っておりますことから、採算性の低い分野での医療であっても地域に必要とされるものは提供していかねばならないと考えております。また、病院としまして医師不足の解消に向けましても引き続き努力してまいります。

次に、人口減少についてであります。新病院での病床数を検討するに当たり、平成52年度までの患者数のシミュレーションを行っております。人口は、現在既に減少傾向にあるわけですが、入院患者数の見込みは、高齢化に伴いまして、平成37年がピークとなり、その後減少に転じるものと見込んだ上での病床数の設定を行い、

将来的に地域に必要な医療を持続可能な形で提供していく必要があると考えておりますので、御理解、御支援のほどをお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、エの市の財政負担はについてお答えいたします。

市立病院の建てかえに当たっての市の財政負担についてであります。医療機器の整備を除く市立病院の施設建設費用を議員がおっしゃられたように仮に100億円とした場合、市立病院ではこの財源として地方債を発行いたします。病院事業の場合には地方債の充当率は100%でありますので、100億円全額を借り入れることとなります。

その際、財政融資資金の借り入れ条件であります30年償還といたしまして、うち元金の据え置き期間5年、それから元利均等償還で計算しますと、元金償還が始まってからの年間の返済額は4億8,000万円となります。

病院の建設改良費につきましては、国が定める繰り出し基準、先ほど答弁がありましたが、繰り出し基準によりまして、元利償還金の2分の1を一般会計が負担することとなります。その負担額は2億4,000万円ということとなります。残りの2億4,000万円については病院側が診療報酬で賄うというものでございます。

また、一般会計の負担額に対しては、普通交付税によってその45%が措置されます。実質的な負担額は1億3,000万円となるものであります。

一方で、市立病院の現有施設についてもその建設改良費の元利償還金に対して一般会計が負担を行っております。特に、額の大きなものとして昭和57年から59年にかけて発行いたしました入院棟の建設時のものがあります。この返済は、実は今年度で完了いたします。

直近の返済額の推移を見ますと、平成20年度か

ら24年度は年間約3億1,000万円でありました。昨年度は約1億9,000万円、今年度の2,000万円、これが最後になります。これで返済が完了するということになります。

また、平成14年度までに着手した建設改良事業に係る一般会計負担の繰り出し基準、当時は3分の2でありました。この入院棟建設に対する一般会計の負担額は、平成20年度から24年度にかけては年間約2億円でありました。

さらに、病院の建設改良費に対する交付税措置は平成3年度の許可分からでありますので、この2億円に対する交付税措置はなく、全額が市税による負担でありました。

したがって、今後の市立病院の建てかえに対する一般会計の実質的な負担額、先ほど申しましたが、1億3,000万円は、現在の入院棟建設に対する負担額、平成20年度から24年度で約2億円ですが、これを下回っていることとなります。

ただし、建てかえに伴う医療機器等の整備も多額になると想定されております。その財源として発行する地方債の返済に対しても、施設建設と同様に一般会計が負担しなければなりません。一般会計における財政環境を中長期的に考えれば、人口減少や少子高齢化の進展によって扶助費の増加や財政規模の縮小などの懸念材料もあります。そうした中でも市立病院の建設については優先度の高い事業と考えております。その整備費用を十分に精査しながら、過大な財政負担にならないよう注意して取り組んでいきたいと考えております。

それから、御質問の最後にありました少子高齢化の進展と人口減少の影響については、本市にとっても相当のものと認識しているところであります。したがって、短期的には限られた財源を効果的、効率的に配分し、経常経費の抑制に努めていきたいと思っております。さらに、中長期的には自主財源をふやしていく取り組みが

必要ではないかと思っております。

例えば産業振興では企業誘致による雇用創出、それから少子化対策、定住化対策、こういった対策に期待しているところでございます。こうしたことで、御指摘があった事業の抑制や縮小、病院経営に影響がないよう努めていきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番(小島卓二議員) 答弁の中身をおおよそ評価という形でしますと、南地区中学校も、また市立病院も財政的なものから考えれば問題ないというふうに私は感じました。

その中で、今回この2つの事案、南地区中学校と市立病院に限って一般質問を取り上げた理由の中に、1つは、これは市長にお聞きすることではありますが、土地の問題が一番クローズアップされておりますね、両方とも。

どこに建てるのか、どの辺がいいのか、それはまだ未定であるということでもありますけれども、先ほど来、私がお話ししております線路の内側、言うならば平成8年に頓挫した南部土地区画整理事業の用地、その用地が今まだ手つかずの状態になっておるわけです。

市長が考えているコンパクトシティ構想というのがありますね。そして、その南部土地区画整理のそのところは周辺下水道、もちろん上水道、排水路、そしてまた、事業を着手するための道路整備というものについても、可能な限り達成できるというふうな良好な土地だというふうに思っております。

そして、この土地には土地公社が所有している5ヘクタールの塩漬け土地が今もあるわけですね。その5ヘクタールの塩漬け土地を何とか解消したいというふうな思いは市当局もお持ちだと思えます。いつまでもあのまま塩漬けの土地のままでいいのか。あのまま万世橋成島線が、あの紺屋町を通過して米沢インターまで通じるあ

のところが手つかずでいいのかという大きな問題があるわけなんです。

今回5ヘクタールの土地に例えば病院が1ヘクタールの病床と1.4ヘクタールの駐車場、そのほかに、それで病院の施設は土地とすれば完成、一方、南中学校の場合は1ヘクタールもあれば十分な用地だというふうに思います。5ヘクタールの土地を全部使ったとしても十分おつりがくるほどの米沢市の土地があります。米沢市と言っても土地公社が所有している土地でありませんが、土地公社から買い戻さなければなりません。

しかし、公共施設があつた場所に2施設立地するという事になれば、お願いの仕方によっては万世橋成島線の早期着工というふうな呼び水になるのではないかとこのように私は考えます。米沢市の公共施設のために国も県もじゃあ米沢の万世橋成島線に県事業、国事業で着手しようというふうに思えば、今回のこの2つの土地の探している場所にとってあのところは一石三鳥、四鳥というような利便性のいい、そして米沢市にとっても夢のある、また一歩前に進むような土地というふうに思うわけですが、市長の御所見をお伺いいたします。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 南地区中学校についても、市立病院につきましても、場所については、先ほど担当部署で答弁したとおりでありますので、それ以上のことは私からは何もございませんので、今の御質問は御意見として承っておきたいと思っております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番(小島卓二議員) 市長、そういうふうに言いますけれども、これは大きな政治判断なんですよね。政治判断を誰がするかというと、担当部でもない、担当部長、課長でもない。ただ信念はあるかもしれません。しかし、このことが呼び水となって万世橋成島線に着手できるよ

うなことが可能かどうかというふうな方向性を探るのは市長の役目じゃないでしょうか。何もしないままに線路の外側にこういった施設が建つ。例えば市立病院は現在地に建てかえとなるというふうなことであれば、南部土地区画整理事業の遺産、塩漬け土地の5ヘクタール、そのことについては市長の責任として今後ともずっとついて回ることだと思います。政治判断というのはそういうことだと思います。

ですから、こういうふうな南部土地にこういう施設を、まだ決定ではないけれども、考えている。県はここに万世橋成島線を早期に調査研究費、その次に実施設計費、工事費というふうな順番でつけてもらえないかというふうにお願ひするのは市長の役目です。大きな政治判断だと思います。これが可能となれば、米沢市にとって明るい展望、要するにコンパクトシティというふうな考えたすばらしい絵が描けるのではないのでしょうか。

南地区中学校が線路の外側、養護学校、または興譲館の北と言われているような場所に持っていくことによって、道路をつくらなければいけない、下水道も延伸しなくちゃいけない。しかし、あの部分には水路がないんですね。雨水はどうしましょうというふうな、いろんなインフラが整ってない場所をあえて選ぶのかどうか、これも政治判断です。市長は、万世橋成島線の早期着工を願っておりますよね。そういうようなことも含めてもう一度御答弁をお願いします。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 今回の御質問の前半にありましたように判断、いい意味での、本来の意味での政治判断、それは重要だというのはそのとおりだと思います。重要だと思います。しかしながら、たった今担当部署部長がそれぞれまだどこにも決まっていないと答弁した後のやりとりで、だんだんどこかに決まりそうになっていくような話になっていくというのは、それは適当でない

というふうに思います。

そういう意味で、本日のところは御質問の内容は御意見として承っておきたいという、そういう趣旨ですので、御理解をいただきたいと思えます。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番(小島卓二議員) 何度も言いませんが、そのようなことが政治判断であり、最終的には市長がこの場所、両方の場所を決定するということになるかと思えます。あくまでもワーキンググループ、部課長のプロジェクトチーム、そういったところから持ち上がってきた、その案が米沢市にとって、将来構想において20年、30年、50年後の米沢市にとって、その場所がいいのかというふうなことはぜひとも考えていただきたいというふうに思っております。

そして、教育委員会のほうですが、今回の南地区中学校、愛宕小学校の件もありました。愛宕小学校は、小・中学校の区割り一覧の中に西地区中学校に入っておりますけれども、西地区中学校が、先ほどお話しされたように適地、どこになるかによっては、やはり三中ではなく、現在の二中もあり得るというふうな答弁だったというふうに思います。

言ってみれば、今この場で愛宕小の父兄にお話ししたときに、じゃあどっちに通えばいいのというふうな、6年後の話ですけれどもね、どっちに通えばいいの。今の1年生は新南地区中学校に6年後ですので、入学することができると思えます。違うかな。計算合わないかな。2年生になっているでしょうか。

これから入る今の幼稚園年長さん、それは新中学校、しかし、今の2年生は二中に行っています。その二中に行っている子供が、私は二中去りたい。そのまま二中の、要するに南地区中学校に行きたいとなった場合、それも容認するという答弁でありましたよね、認めるという。

しかし、新しい子供は32年には三中に行きな

いというふうなことで、兄弟が分かれて学校に通うというふうな結果になるかと思えます。

そのことについては、まずお答えいただきたいと思えます。どういうふうになりますか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 先ほど教育長が答弁いたしましたけれども、将来的には愛宕地区の愛宕小学校の卒業生は西地区中学校に通うということは、これは決まっていることですが、そこまでの過渡期の部分、いわゆる移行期の部分についてはまだ不確定要素がたくさんございます。まずは、南地区中学校の建設用地がどこになるのか、それから、確実に32年の春に開校できるかどうか、ここもまだ確定な要素がまだございません。そのところがまず確定しなければいけない。

それから、その後に建設を予定しております西地区中学校について、場所がどこになるのか、開校年度がいつになるのか、そういった不確定要素がございます。ですので、そういった条件を一つ一つはつきりさせながら、その開校、いわゆる西地区中学校が開校するとき、南地区中学校が開校するとき、それぞれ該当してくる学年の子供たちがおりますので、その子供たちにとってとにかく不利にならないような対応をしなければいけないというふうに考えてございます。

具体的には、行く中学校は二中が開校になれば、南地区中学校と三中、もしくは西地区中学校という選択肢しかありませんので、その後は学年の子供がどういうふうという部分は選択肢がいろいろ出てまいりますので、地元代表者協議会を開かせていただいて、保護者さん、それから学校関係者、またその当該学年の子供たち、あるいは今議員からありましたように兄弟の関係もございますので、そういった部分を勘案して検討して決めていきたいというふうに思います。今のところいろんな選択肢、それからパタ

ーンがありますので、今のところはそういったことで考えております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） もうそのことについてはまだ地元説明とか、父兄会に全然説明してないですよ。きょう初めてこのようなことで、恐らくは少しはそのことについて情報が得られるというふうな父兄があるかと思えます。いつごろそういったものについて、今までは松川、南部、南原、関というふうなところで説明会を開いてきましたが、該当する愛宕小、興譲小、そういったものについては、いつ、どのように説明会を開いていくのか。

やはり具体的な形を示していただかないと、南地区中学校に通ってもいいですよ、現在の三中に通ってもいいですよというふうな生徒の選択性をとるのかどうかも含めて、やはり教育委員会としては、しっかりと父兄に話をする機会というのは早期に開催してほしいというふうに思いますが、いつごろからそういった各小学校区の説明会を開催する予定ですか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 今議員お述べのとおり、具体的な話をやはり各地元代表者協議会の方々としていかなければいけないというふうに思います。そのためには、まずは南地区中学校の開校年度を確定できるということがどうしても必要です。そうしていきますと、その前にやはり用地がきちっと決定をして、公にする必要がございます。

そこができれば、用地が確実に決まれば、そこからはある程度計算して校舎の建設だったり、その前の基本計画だったりというのが予定が立ちますので、です。南地区中学校の開校年度が確実になったところで、用地が公にできて確実になったところで、今度は西地区中学校の各地域の地元代表者協議会を開きまして、建設用地であったり、そういった子供たちの進学で

あったり、そういった部分について御意見をいただいて協議していく場を設けていきたいというふう考えております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） これも要望になろうかと思えますけれども、子供たちの小学校の卒業式の場合、進学する中学校の制服を着用して卒業式に臨みますね。例えば興譲小の場合は一中の制服、二中の制服、四中の制服を着てその場、卒業式に臨むわけなんです。愛宕小の場合は二中だけ一色ということが、今後南地区中学校が開校するときの卒業式、これ想像してみると、大分父兄の方たちは苦慮されたのか、結果こういうふうな子供たちの制服がさまざまになっているのかなという想像をすると、ちょっと身震いする思いがあるんですけども、その辺はどういうふうにお感じでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 ここは地元の方とお話してみないといけないところですが、私としては愛宕小学校、愛宕地区の子供たちはやはり1つの学校の卒業生、1つの地域の子供たちでありますので、同じ学校に行けるような、そういった配慮が必要だろうというふうに考えます。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） くだいようですけども、そうすると、32年には三中のというふうな方針がここで打ち出されるということで理解してよろしいでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 決してそういうことではありません。三中という選択肢もあるとすれば、皆さん三中に、二中という選択肢があれば、南地区中という選択肢であれば南地区中ということで、ばらばらにということではなくて、南地区中に行く子供もいる、三中に行く子供もいるというのではなくて、その2・3年生については同じところに行けるような、そういった配慮が

必要だというふうに考えます。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番(小島卓二議員) そういようなことで、小学校の父兄に対しての説明責任は教育委員会にあるわけですので、重要なことかと思えます。今後とも手を抜かないでやっていただきたいというふうに思います。

そして、先ほど教職員数の数であります、現在の四中と同じような生徒数の規模となるので、38名前後、教職員数ですからね、38名。例えばですね、今六中は1学年1クラスでしたでしょうか、間違っていたら訂正していただきたいんですが、教職員数はどれぐらいになっていますでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 第六中学校は、現在学級数が1年生と3年生が2学級、2年生が1学級の5学級、さらに、特別支援学級が1学級の6学級となっております。教職員数は14名でございます。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番(小島卓二議員) その少ない学校の特色というのは十分理解できます。少なくとも心の通った教育とか、そういった部分については十分理解しますけれども、1つは団体活動、例えば授業でサッカーをするとか、吹奏楽のチームをつくるとか、そういったものについて生徒の数が少なればなかなか苦慮する部分もあるのかなと。

それと、例えば各科の教育について、例えば国語科、数学科、理科、英語科、そういったものについて専門教員が少ないように思いますけれども、例えば英語の先生は何人いて、その全部の学年を全部持って、そのほかにその先生は社会も持っているというようなことはないでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 やはり第六中学校、14名

ということでございますので、済みません、教職員14名でございます。そうしてきますと、やはり全部の学年の教科を教えているという教員が出てまいります。それから、いわゆる免許がなくて、臨免で、臨時の免許で教えるというような場合が出てきたり、あるいは非常勤講師を雇用してその教科を指導するというような場面が出てまいります。

14学級以上ということで前申し上げましたのは、それぞれの学年に国語、数学、理科、社会、英語の主要教科については、それぞれの学年に教員が配置できて、そしてさらに、技能教科のほうもそれなりに複数にまたがっても配置できるというような学級数として14学級ということで考えていると、4学級ずつですから、16学級ですね。16学級ということで考えているところでございます。済みません、4掛ける3で12です。失礼しました。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番(小島卓二議員) やはり学校は、大規模校、要するに生徒数の多い学校が望ましいということで、今回の適正規模・適正配置になっているということには間違いありません。そして、この子供たちのやはり生きる力を十分に付けさせてあげたいという教育委員会の思いが今回の適正規模・適正配置ということにつながってきたのかなというふうに思いますけれども、そのことについてコメントいただけたらと思います。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 議員お述べのとおり、子供たちを思い切って勉強させたい。いわゆるしっかり勉強させたい、そういう思いと、それから部活動も自分のしたい部活動を思い切ってさせたい、勉強も運動も思い切ってさせたい、そういう思いであります。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番(小島卓二議員) ありがとうございます

た。

次に、病院のことについてお聞きしますが、現状での市民説明についてという部分では、まだ直接市民に出向いての説明がないように思いますが、例えばまちなか図書館について、市長が各地区コミセンを回ったということがありました。そして、説明責任を果たしてきたというふうなことがありましたけれども、病院事業についてかなり大きな費用負担になっていくということもあります。今後の病院がどのように推移していくのかというふうなことについて、やはり住民説明というふうなことにおいては、各地区で説明会を開催していくということが必要かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 加藤市立病院事務局長。

○加藤智幸市立病院事務局長 病院としまして、いずれかの段階で住民の方に対して直接説明する場を設けるということは必要だろうなというふうには考えております。ただ、現段階ではまだ基本構想の段階ですので、具体的に市民の皆様が一体病院がどういうふうな形のイメージがなかなか持てない現状では、現段階では持てませんので、もう少し市民の皆様がその新しい病院は具体的にこんなイメージだということなことが持てるぐらいの段階になったときかなというふうに現時点では考えております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） そうすれば、本当に市民説明会を開催するという、今後いろんな諸般の事情、いろんな状況が変化してきて、それなりの時期がくれば市民説明会をするということを私は考えるというか、私はお願いしたいわけなんですけれども、そのことについてはしていただけるということで間違いないでしょうか。

○島軒純一議長 加藤市立病院事務局長。

○加藤智幸市立病院事務局長 その規模、時期については、ちょっと現段階ではお答えしかねるところはありますけれども、何らかの形の説明

会は必要だろうというふうには考えております。

○島軒純一議長 小島卓二議員。

○20番（小島卓二議員） 時間もありませんので答弁は要りませんが、先ほど最後に市長にお話ししたように、南部土地区画整理事業は平成8年に頓挫してから何一つ手つかずのまま、それと城南郵便局から東側の道路についても一步も工事が進んでいない、計画すらなされていない。そのことについては、市長は苦慮されてきたかとは思いますが、なかなかその名案が見つからないという中で、今回のこの2施設の建設計画がまだ土地が未定という中で、例えば線路の内側のその土地を利用してという、いろんな利点を考えれば、万世橋成島線が米沢インターにいくというふうな夢も描けるのではないかというふうなことを思います。そのことについては、先ほど来言いましたけれども、市長に強く要望を申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○島軒純一議長 以上で20番小島卓二議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、農地を外資から守るために外1点、17番 渋間佳寿美議員。

〔17番 渋間佳寿美議員登壇〕（拍手）

○17番（渋間佳寿美議員） おはようございます。

私、一新会の渋間佳寿美です。

今は梅雨どき、きょうの米沢の天気は雨でございます。自然相手ですからと思いがちですが、私は天気も変えられると考えております。具体

的には天気、気分は変えられるということであり、雨で嫌だなど思うのではなくて、いろんな意味でみんなを潤す恵みの雨だ、いい天気だと考えるようにしております。

ただ、大雨のときはどうか。すごく嫌だなどいうのではなくて、やはり職責を持ちながら被害が出るんじゃないかと危機意識を持つ、そういうふうにするべきじゃないかなと考えているところでもあります。

このように、自然は外的要因でありますけれども、その外的要因、自然のみならず国際情勢も外的要因と言えるのではないのでしょうか。その外的要因に対して内部から備えておくということが重要なことだなどと思っております。

このたびの私の質問は、この外的要因に対する危機管理を主題とした質問であります。危機意識を持って、ことだまを込めて質問に移ります。

5年ほど前、議会一般質問で私は外資による森林買収問題を取り上げ、米沢でも十分に起こり得るという懸念を申し上げました。その後どうだったのでしょうか。皆様御存じのとおり、米沢においても外資による森林買収があったことが明らかになりました。我々の命の源は水です。その水源である森林を外資から買収されることを防ぐために、法令の整備を求めたところであり、ようやく山形県でも条例制定がなされたところでもあります。

質問をした当時は、買収を防ぐため法令の整備のほか、林業委員会のようなものも考えましたが、これは現実的ではないことから提言しませんでした。とはいっても、考えた林業委員会とはどんなものか。それは農業委員会を模倣したものであります。農地取引の場合、農業委員会を通さなければならないことから、外資が秘密裏に土地の売買や貸借はできません。透明性を担保する機能が農業委員会にはあり、その森林版ということで考えついたという次第です。

ただ、林業の現実からすれば、困難と考えて提

言しませんでした。農業委員会の役割について改めて多大なものがあると感じ、また日本の農地を外資が奪うのは困難と思っておりました。

しかし、ここに来て日本の農地も外資から狙われる事態が起こり得るということ、森林同様に警鐘を鳴らしたいと思っております。

「私の顔を見たくなかったら、早くこの法案を通したほうがいい」などと言った総理大臣がおります。あの東日本大震災で、被災地と被災者へのずさんな対応で、早期退陣の声が高まる中、菅直人元総理は、再生可能エネルギー特別措置法案の制定を条件のようにして、法案制定を盾に退陣しました。一刻も早い退陣が日本国家、国民のためであり、仕方がない向きもありますが、置き土産のようなその法律もまた課題を残しております。

再生可能エネルギーの買い取り制度があり、世界水準と比べても高い買い取り価格のため、これに目をつけた実体の乏しい中国系企業などの参入も容易にしております。

さらには、農山漁村再生可能エネルギー法もでき、農地での太陽光発電も可能となりました。遊休農地を活用する意義があり、一見よい制度のように思えます。しかし、全体を俯瞰しているとは到底思えません。

そこで、世界で起きていることを俯瞰してみると、中国系による世界中の農地が買いあさられている現実があります。外務省は、「農地争奪」という表現で国際情勢の報告をしております。13億人を抱える同国は、将来にわたって食料確保が大きな課題になっており、世界的な食料危機から、アフリカなどに対する大型農業投資を活発化させております。

発展途上の広大な農地を囲い込み、農地を貸していても途上国に食料が出回らないという問題が発生しております。国連はこの事態を「新植民地主義」という表現で非難しております。

このように、世界に目を向ければ「農地争奪」

「新植民地主義」と言われるほど農地取得に強欲な国があるという現実を、まず我々は知っておく必要があります。それゆえ、最近になって途上国を初め、世界中で外国資本による農地取得の禁止や制限する国々がふえております。

世界の国々が外資を締め出している一方で、再生エネルギーという分野で日本の農地を開放するような動きをしているのであります。どうも自然エネルギーとか再生可能エネルギーなどという、よいことだとしてやみくもに突き進み、冷静さを欠き、世界の流れを見なくなる傾向があるようです。木を見て森を見ずの状態です。

もう既に日本のその甘さにしたたかな中国の触手が伸ばされております。北海道は、中国系太陽光発電企業の牙城になっております。北海道の民有地やゴルフ場、工業団地が中国系企業によって賃貸借契約がなされ、北海道の太陽光発電量は既に飽和状態という経済産業省の話もあります。

老舗大国日本とは違い、企業を継続していくという文化がなく、利益を求めてすぐに会社を売り払ったり、ずさんな企業統治と粉飾決算で倒産したりしております。中国系企業が太陽光パネルの25年保証をうたいながら、企業の寿命のほうが短いといった笑い話にもならない事態もあります。

さらには、25年保証と言いながら、パネルの劣悪さも指摘され、経済産業省は、「中国など一部の新興国からの輸入品を中心に、使用中に発電性能が急激に悪化する製品が出回っている」、「中国などの一部の新興国の製品には、コスト削減のため不十分な性能で市場に出回っているものがある」と指摘した上で、「メガソーラーなどに使われる耐用電池に耐久性基準を新設する」と発表する事態にまで及んでおります。

水源である森林の買収のときもそうでしたが、北海道で起こったことは全国的にも起こり得る話であることは、米沢でも経験済みです。そし

て、農地にも太陽光パネルの設置が可能になりました。北海道で飽和状態になった太陽光発電の先に、今度は東北以南の農地で発電されることは十分あり得ることなのであります。

農地法では、条件を満たせば、国籍を問わず農地の売買などが可能となっております。そこに農業委員会が介在するため、ある程度の歯どめがかけられるけれども、途上国でも外資の土地取得を禁止する動きがある中で、先進国では農地が外国人でも買えるなどというのは日本くらいなものです。

農業委員会の役割はますます重要になるものと思われまます。とはいえ、農山漁村再生可能エネルギー制度により、まずは太陽光発電から外資による農地の貸借は十分に考えられるものです。北海道の中国系企業の太陽光発電事業にしても、使用する土地は貸借でなされておりますが、貸借だから返してもらえばいいという単純なものではありません。もとより貸借であっても借地借家法により、契約がありながら借り手がいつか続けたい意向を示せば、い続けられるのであります。

そのことは、米沢市政においても図書館建設問題で市長が、「借地借家法のことをよく知らなかった」などと発言し、減給やおわびをする事態で学習済みです。農地取得に貪欲な世界の情勢を見ても、農地の貸借であれ、い続けられるという現実的な懸念があります。

そこで、お伺いします。

外資による農地所有・貸借について、本市としてはどう考えているのでしょうか。また、農山漁村再生可能エネルギー法による事業認定の権限がある本市の対応方針はいかがなものでしょうか、お答えください。

再生可能エネルギー法によるゆゆしき懸念がある中で、さらに危惧される動きも見受けられます。政府の規制改革会議が公表した農業生産法人の見直しを初めとする一連の農政改革であり

ます。株式会社の農業参入を目指す動きも見えますが、この点も外資の農地取得を容易にさせるものであり、到底容認できるものではありません。外資参入の歯どめとなっている農業委員会の見直しも、現場を知らない、地方の実態からかけ離れているものと言わざるを得ません。

そこで、お伺いします。

本市は一連の農政改革についてどのように認識し、その認識に基づいてどう行動していこうとするのかお答えください。

そもそも農地とは、現在そして将来にわたる国民のための限られた資源であります。なおかつ地域における貴重な財産であります。農地は農業生産の基盤であり、国民への食料の安定供給を担う重要な生産基地なのであります。農業の持つ多面的機能を発揮しているのが農地であり、食料に限らず土砂災害防止機能などなど、我々は知らず知らずのうちに誰もが相当な恩恵を農地から受けているのであります。そこで、農地についての本市の認識と認識に基づいてどうしていこうとするのかお答えください。

私は貴重な農地を外資から守らなければならぬと強く感じております。本市の将来においても責任ある答弁を期待し、次の質問に移ります。

本市の公共工事において、入札不調などが発生し、本来生活上の基盤をつくる建設事業が滞ることは、市民生活にとってゆゆしき事態と言えるものであります。その原因、あるいは大きな転機になったのが東日本大震災です。震災以降、人件費と建設資材の高騰、何よりも建設業に携わる人材不足によるところが大きいと分析されております。それゆえ幾ら予算をつけたとしても、請け負える業者がなく工事が進まず、震災の復興がおくれにおくれしているという状況があります。なぜこのような事態になってしまったのでしょうか。

7年前になるのでしょうか、以前議会で私は本市決算に関連して次のようなことを申し上げまし

た。「米沢の基幹産業は農業というのなら、6億円ぐらいの予算はいかがなものか。市全体300億円分の6億円、国の農林水産予算は90兆円分の3兆円であり、割合で言えば国のほうがずっと高い」というようなことを申し上げました。すると、とある議員から「国土交通省の公共工事の予算は4兆円、5兆円もある。こっちが問題ではないのか」などという話をされました。

こういった公共事業悪玉論が地方議会においてもまかり通っていたのであります。その後、民主党政権になり、さらに公共工事悪玉論に拍車がかかり、「コンクリートから人へ」などと言っておりました。耳ざわりのよい言葉に踊らされてはならず、また土木建設業も地方においては基幹産業であるとの思いから、私自身は真つ当な理屈と現実的な視野を持って公共事業悪玉論に真つ向から異を唱えてきました。結果は「コンクリートは人を守っていた」と言えるものになっていると感じております。

この悪玉論は、マスコミでも大々的に報じられ、それに迎合する政党や地方も含めた議員などの圧力により、公共工事費用は十五、六年前から減少の一途をたどり、建設業の人材不足は構造的につくられたものになり、3年前の震災に至ったのであります。

そして今、つくられた人材不足によって地方自治体は入札不調を初めとする工事のおくれや経費の見直しなどに追われております。この事態を一過性のものと考えてはなりません。これを奇禍として、構造的につくられた建設業人材不足は構造的に直していかなければならないのです。

この課題については、工藤議員を初め、議会でも「労務単価や資材費を実勢価格に上げ、適正に見直すべきだ」と発言されております。全くそのとおりで、賃金が適正に上がらなければ人は来ないのであり、これは基本中の基本のことです。まず公共事業の基準価格を適正な

水準に引き上げるよう私からも申し上げる次第であります。ただ賃上げだけでは構造的な人材不足の解消手段にはなりません。

そこで、提言いたします。

建設事業に係る仕事を中長期的に示すことであります。幾ら賃上げしても、短期間の労働力の確保だけでは企業も人材も育ちません。中長期的に仕事があるという安心感が雇用を生み、設備投資の意欲も生まれるのであります。そうして人材が育成されるものと考えます。

具体的に申し上げます。

多くの市所有施設の管財上の管理を一元化し、それぞれの施設について改修が必要なものは何か、それはいつごろか、どれぐらいの費用か、財政シミュレーションをしながら中長期的に出していく仕事を示すことです。このことによって、企業側も予測が立てやすくなるのではないのでしょうか。

市所有の施設の一元管理については、私も含め、中村議員などからもかつての議会で提言しており、ようやくことしじゅうには「米沢市公共施設白書」として完成する運びと伺っております。その白書をただ単に、これくらい年数がたった、こういった施設が米沢にありますという紹介資料にしてはなりません。建設業の人材不足の解消手段の一つに米沢市公共施設白書を活用し、中長期的な建設事業を示すべきと考えますが、市としてはどう考えるかお尋ねいたします。

建設業の人材不足の解消手段の一つと申し上げました。市独自にできるもののほかに、連携してできるものを申し上げたいと思います。それは国の施策である国土強靱化であり、市としてもこれに基づきより事業をふやし、ひいては市民生活の安全と安心に寄与すべきと考えます。

東日本大震災が転換となり、さまざまな問題が浮き彫りになりました。毎年、毎年日本のどこかで自然災害が発生しており、昨年はお隣南陽市でも大雨による被害がありました。災害が非

常に多い国・日本ということに目を背けてはなりません。いつ、どこで発生するかわからない自然災害に備えるため、各地に土木建設企業が健全な競争をしながら存続していただく必要があるのです。

そこで、政府は、国土強靱化を法令で定め、国民が安全で安心できる地域を目指すことになりました。これに米沢においても積極的に取り組むべきではないでしょうか。市内公共施設の一元管理で仕事を出していくのと同様、国土強靱化事業実施によっても中長期の見通しを示し、人材育成に結びつけるべきと考えますが、国土強靱化について市としてどう認識し、どのようにしていこうとするのかお伺いいたします。

政府の施策全てよしとするものではないことは、さきの農政改革でも述べたところでありますが、もう一つ、建設業についても言えることがあります。東日本大震災の復旧・復興や東京オリンピック・パラリンピックなどの大規模な公共工事があり、人材不足を移民で対応しようという議論がなされております。これは現場を知らない、場当たりの、短絡的なものであり、反対すべきものと考えております。

まず、移民で対応というのは、人間として見ているのではなく、単なる「駒」でしかないように見ているのではないのでしょうか。建設業務における技術はすぐ身につくものではなく、何年もかけて技術を身につけていくものであり、東京オリンピックまでの暫定措置だとしても、技術が身についたらさようならというものでは移民本人のためにも、日本や地域のためになるのか甚だ疑問です。

技術の継承は、自然災害の多い日本において、日本人によって長い期間にわたり生かされるべきなのです。さらに、建設現場は、安全衛生基準がとて厳しく、さまざまな基準が設けられております。建設現場ではお互いのコミュニケーションがとて大事であり、言葉や文化の違

いから意思疎通が図られず、安全面に大きな大きな不安を抱えてしまいます。ほかにも言えば切りがないほど、移民による建設業の人材確保は問題があり過ぎると断言いたします。

現場を知らない短絡的な経済財政諮問会議なるものはさておき、現場により近い市行政は、移民による人材確保についてどう考えているかお答えください。

世界でも自然災害が非常に多い日本にあって、東日本大震災はもとより、いつの被害でも、どの災害でも、現場に真っ先に向かうのは地元の土木作業の人たちと重機の姿であります。土木建設企業の皆さんには頭が下がる思いです。

一方で、さきに申し上げたように、公共事業悪玉論により、国民・市民の間に土木建設企業が軽視されているのではないかと危惧しております。むしろ土木建設サービス事業に尊敬の念を取り戻さなければなりません。土木の由来は、「築土構木」であります。すなわち、「土を築き、木を構え国土と市民を守る」といった理念のもと、働いていただいているのであります。築土構木といった理念を持つ土木建設業務にもう一度尊敬の念を持つことが何よりの人材確保になるということを強く申し上げ、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの渋間佳寿美議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、農地を外資から守るためのうち、農山漁村再生可能エネルギーと農業生産法人の見直しについてお答えをします。その他につきましては部長よりお答えします。

農山漁村再生可能エネルギー法は、平成24年7月から再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が開始されたことを踏まえ、再び利用することが困難な耕作放棄地などを再生可能エネルギー電気を発電させるための土地として活用す

るものです。この法律では、国の基本方針に基づき、市町村が基本計画を策定できるようになっており、この基本計画に基づいて業者から設備整備計画が提出された場合には、関係機関への協議や同意などを踏まえて市町村が認定を行います。

基本計画では、農山漁村の活性化に関する方針、発電設備の区域、種類及び規模、資金の額及び調達方法、自然環境の保全との調和、発電設備の撤去に際しての費用負担などの方法を定め、設備整備計画の認定に当たっては、これらのことが的確に実施されるかを審査した上で認定を行うこととなります。

市としましては、事業者に対して設備整備計画について指導・助言を行いながら、制度の厳格な運用によって農地の不当な利用が行われないうよう努めていかなければならないと考えております。

なお、本市においては、既に民間事業者から荒廃農地を活用した太陽光発電による設備整備計画の話伺っていることから、本年5月29日に米沢市農山漁村再生可能エネルギー協議会を開催し、同協議会からの意見を踏まえて基本計画を策定しており、現在設備整備計画の審査を慎重に進めているところです。

次に、政府の規制改革会議が公表した農業生産法人の見直しに関する改革案に対する本市の考え方についてお答えします。

政府の規制改革会議、ワーキンググループが本年5月14日に公表した農業改革に関する意見の中で、農地を所有できる農業生産法人について、事業、役員、構成員について的大幅な要件緩和が打ち出されました。これは平成21年の農地法改正により、法人や担い手への農地集積については、基本的な考え方が所有から貸し付けに方向転換がなされ、それに沿って人・農地プランや農地中間管理機構の設置などの政策が打ち出されてきた流れに逆行するものと捉えておりま

す。

これによって、農業生産法人以外の法人もリース方式での農業参入が可能になっており、既に全国で約1,300件の企業が参入している現状です。農地を所有しなくても農業をすることが可能でありながら、経営リスクを背負ってまで所有権の取得を求めることに対しては、その意図について疑念を持たざるを得ないと考えております。

もとより農地は農業における経営、生産のための重要な資源であると同時に、地域の人々によって維持管理されている地域資源でもあり、経済効率一辺倒では果たせない地域社会の維持や国土、景観の保全、伝統文化の継承といった多面的な役割も担っております。

また、農地の有効活用と農業の担い手確保、育成の取り組みは、一体的に地域主体で行わなければならないことであることを考えますと、国に対しては農業生産法人の見直しについて慎重な対応を強く求めていく必要があると考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋農業委員会事務局長。

〔高橋寿一農業委員会事務局長登壇〕

○高橋寿一農業委員会事務局長 私からは、農地を外資から守るためにのうち、初めに外国人及び外国法人等による農地所有の可否についてお答えいたします。

これにつきましては、議員お述べのとおり、法令上外国人及び外国法人も日本人と同様に日本の不動産を取得することができることとなっており、農地に関しても原則取得制限はないことになっております。しかしながら、農地法の第3条におきまして、農地法に関する売買や貸借について権利移動の制限を定めており、農地等の利用の効率化を図るために農業委員会の許可が必要になっております。

本市農業委員会では、農地を農地として効率的に利用する耕作者による農業上の権利取得を促

進していくことを基本として、公平かつ適正に対応していかなければならないものと考えております。

次に、政府の規制改革会議が公表した農業生産法人の見直し等についてお答えいたします。

農業生産法人の見直しについてであります。平成21年の農地法改正で農地の貸借の規制緩和、農業生産法人以外の株式会社等も農地が借りられるようになりました。このたび、さらなる要件緩和を提言しているところであり、外資系を含めた企業にも農地所有を認めるとした場合、参入企業が利益につながらなければ撤退することになり、その後の遊休農地化や産業廃棄物等の捨て場所になるおそれなどが考えられ、多くの問題の発生が懸念されているところです。

また、農業委員会の見直しにつきましては、選挙制度の廃止、農地の権利移動の届け出制への移行、利権の公表、建議機能の法律規定からの除外など、農業農村現場の実態を無視しただけでなく、現場で頑張る農業委員の意欲をそぐ理解しがたい内容になっております。

これらにつきましては、今後の動向を注視するとともに、農地を守り生かすため、本市農業委員会として最大限の努力をしていかなければならないものと考えております。

次に、農業委員会は農地をどう考えているかについてでありますけれども、議員仰せのとおり、本市農業委員会でも、農地は多面的機能を持つ国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な財産であると考えております。食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地については、転用規制の厳格化等により、その確保を図るとともに、耕作者による農業上の権利取得を促進させ、さらなる農地の有効利用を目指していかなければならないと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、2項目めになりますが、建設業、人材不足に対する提言の中での公共施設白書の作成に関する御質問についてお答えいたします。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。これらを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことによって財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するということとなります。そのため、国は地方に公共施設等総合管理計画策定を求めているものであります。

国が示した指針では、公共施設等の現況及び将来の見通し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、施設類型ごとに特性を踏まえた基本方針を定めるということになっております。

本市では、所有する公共施設のうち、企業会計分を除きまして建物の現状把握を行い、一元的に集約した公共施設台帳を作成した上で、これを公共施設白書として取り扱い、取りまとめを行っているところでございます。

公共施設白書の第一義的な目標であります、現状把握と課題認識にあります。この公共施設白書にインフラなどを加えまして中長期的な維持管理、更新等の費用を含む財政収支の見通しを立てた上で、今後の基本方針を定めるということになるのが、先ほど申し上げました公共施設等総合管理計画となります。

個々の施設については、この総合管理計画に基づいた再配置計画などの具体的な計画を通して取り組むことになると考えております。現在の段階では公共施設白書が作成されたからといって、具体的に公共施設の更新等の見通しが立つまでには至らないと考えております。

ただし、公共施設等の更新、統廃合等を実行す

るまでには、中長期の期間を要することになることから、できるだけ早期に具体的計画を示すことで、建設業界の人材不足を含め、民間からの提案、投資促進が期待できるものと考えているところでございます。

私からは以上です。

○島軒純一議長 細谷建設部長。

〔細谷圭一建設部長登壇〕

○細谷圭一建設部長 私からは2の建設業人材不足に対する提言に関連しまして申し上げます。

初めに、国土強靱化の考えについてであります。議員お述べのとおり、昨年12月4日に強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が成立し、その理念につきまして、1つ目が一極集中、国土の脆弱性を是正し、多極分散型の国土形成を目指す。2つ目が、地域間交流、連携の促進、特性を生かした地域振興による国土の保全及び均衡ある発展を図る。3つ目が、大規模災害の未然防止や発生時の被害拡大の防止を図ることで、我が国の政治・経済・社会活動の持続性を確保するなどとなっております。

その基本的施策として復興の推進から避難救援、救急医療、エネルギー安定供給、情報通信等の確保や社会基盤の整備、国際競争力強化、農村漁村の振興等々、さまざまな幅広い分野にわたり国土の強靱化を推進するもので、ソフト面、ハード面を適切に組み合わせて効果的に取り組むものとなっております。

そして、今月3日に閣議決定されました国土強靱化基本計画や関連する国の施策に基づいて、地方公共団体も地域の諸条件に応じた施策の実施を目指すことになり、本市においても市民の生命、財産を保護し、持続性ある市民生活や産業活動を確保するため、より防災・減災への取り組みを目指す必要があるものと考えております。

建設分野におきましては、建物や橋梁、上下水

道等の社会資本である公共施設の耐震化の推進や、インフラ長寿命化計画による戦略的な維持管理、更新などが推進方針として示され、いずれも喫緊の課題となっておりますので、本市においても今後国土強靱化計画に沿って施策を進めていく必要があるのではないかと考えております。

また、このような施策を展開していくには、議員御指摘のように、地元の建設業者や建設コンサルタントの方々が担うところが大きく、安定的に雇用や経営ができる環境づくりが大事であるものと考えております。今後次期総合計画の策定作業が始まりますが、限りある予算を有効に活用するためにも、緊急性や費用対効果を見きわめ、有益となる強靱化関連事業を計画的に展開する必要があるのではないかと考えております。

次に、建設業への外国人材活用についてであります。議員お述べのとおり、現在国において建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議が設置され、このたび緊急措置の取りまとめが行われたとの報道、広報があったところです。

その内容は、復興事業のさらなる加速を図りつつ、2020年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の対策として、緊急かつ時限的措置として即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ろうとするものとなっております。

また、この取りまとめでは、基本的な考えとして緊急措置とは別に、中長期的な観点から必要な人材は国内で確保する必要があるとし、外国人材の活用とあわせて国土交通省と厚生労働省とが連携して国内人材確保への施策パッケージが示されているところです。

この取りまとめ結果を受け、今後政府全体で検討が進められる予定となっております。現在の段階では本市へ影響等を及ぼすかどうかは不明であ

りますが、もし外国人材の流入があるとするれば、御指摘のように、建設分野におきましても一定の能力を備えた技能労働者を育成するためには、職種にはよるものの、おおむね10年間の時間がかかるとも言われており、コミュニケーションの問題やきめ細やかな仕上げや出来形、品質管理に影響はないのか、あるいは地元の人材育成への影響はないのか等々、不安は拭えないものと判断しているところです。

将来的にわたるインフラの維持管理や災害対応等を勘案すれば、人材は地域で担うのが肝要でありますので、地域の活性化や安心・安全な生活に寄与する公共事業投資によって、建設産業の持続的かつ安定的な経営ができる環境づくりに努めるとともに、地元の建設業者や関連する業者との連携を図りながら、人材確保に向けた取り組みを研究してまいりたいものと考えております。

私からは以上でございます。

○島軒純一議長 渋間佳寿美議員。

○17番(渋間佳寿美議員) 農地を外資から守るために危惧する点を申し上げたところであります。それについて、当局もおおむね認識同じくするところであったものですから、その認識については、それを維持しながらよりよいものにしていただきたいなというふうに思っております。

ただ、やはりどうしても危惧というものが拭えないのが正直なところでありまして、例えば恐らく知らない人が多いと思うんですよ。農地を外国人が買えるんだと。そこに3条の規制があって、農業委員会がきちんと大丈夫かと厳しく、あるいは誰についてでもですけれども、見ているからこそ問題なく、滞りなく行っているという現状がありますけれども、先ほどのその農地の貸借についてもそうですが、農山漁村再生可能エネルギー法の認定についても、計画や審査をきちんとしていくということなんですが、ど

うしても懸念が拭えないのはですね、壇上で申し上げたとおり、どうも企業を継続していくという文化が日本ほどないというのがあります。これはもう外国の事例で明らかに、外国はもう既に農地をさまざま買われて、争奪されているわけなんですけれども、そこで外国はもう嫌だと規制をかけたわけですね。

そうしたら、ちょうどいいぐあいに日本で再生可能エネルギー法ができた。太陽光で農地をちょっと、農地が使えるんだというふうになったわけです。それでも北海道でラッシュのように来ているわけですね。そういった現実があって、なおかつその海外でやってきたことを踏まえると、すぐ会社は売り払ってしまう。すごく大きな企業になってから莫大な利益を持つためにすぐ会社を売るという状況がある。

それをどうやって把握できるんでしょうか。例えば3条規制の中できちっと見ていく、あるいは再生可能エネルギー法で審査をしていくと言いますが、どこまで把握できるんでしょうかね。

例えば外資の企業であれば、それはきちんと見ていくという、審査をしていくということでありますが、できるんでしょうか。それをちょっと間違いなくできるかどうか確認したいと思います。

ちょっといいです。恐らく答えられません。答えられないと思いますよ。ですから、私は外資というのは危ない。別に阻害しているとか、そういう意味合いじゃないんです。文化の違いはさまざまあります。予断を持たれるということは仕方がないことなんです。どこの国に行っても、我々が海外に行ったとしても予断を持たれる、ですから、パスポートでも並ぶ順番とか、いろいろあつたりするわけですね。自国民はここですよとか、当たり前の話なんです。

だから、予断を持ってというのは仕方のないこと、当たり前のことですから、ここは周囲に注

意を払って見ていくんだと。もう外資だとわかった瞬間、その先々まで責任持てないということですから、そういう判断もありだなと思いますので、ぜひこの予断を持つというのは当たり前のことだということで、これは淡々と対応していただきたいなと思います。

先ほど市長が、この再生可能エネルギー法で事業認可しているというような、既に民間企業も米沢で進んでいるという話がありました。私やはり気になったものですから、そこにお伺いしてきました。そうしたら、純然たる日本のもので、背景もきちっとして、そして使っているものですよ、パネルも日本製だと。やはり聞いてみると日本製は高いらしいですね。高いらしいんです。

だけれども、安全・安心、土地を借りるのであれば20年保証のもので借りると。実際中国系企業のパネルを使っているところは数年で色が変色しているというのが、実際の現場の人が言っているわけですから、そういった事態もあるので、この辺、これもですよ、きちっとしているのわかりますから、こういうところはいいと思うんですよ。

それはきちんと、これも審査の上で認めていく、農山漁村再生可能エネルギー法で事業を進めていくというのはあり、当たり前だと思うんですけども、その背景とか、きちんと見ていくという姿勢が大事だと思いますので、審査書類が通っていればいいじゃなくて、その背景もきちんと見ていく必要がある。そうでないと、米沢市政はもう経験済みですから、図書館問題で。ずっと言い続けられますよ。

そういうことあり得ますから、いろいろ条件つけたとしても訴訟なんか全然平気ですから。そういったことも頭に入れながら、将来にわたり、今審査でいいからじゃなくて、20年、30年後を考えて取り組んでいただきたいと思います。

そして、今政府でやっている農政改革について

も、これについては市長も、あるいは農業委員会、産業部門、慎重な対応を求めていかなければならないとしております。全くそのとおりですね。市長が慎重な対応を求めていくという、この改革については、現場を知らないような改革ですから、慎重な対応を求めていく、誰にどう求めていくのか、今考えがあればお伝えください。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 一般的なことでありますが、普通は国への要望は県の市長会、各市から提言を出して、それが重要性の度合いによって東北市長会、そして国のほうに上がっていく。また、東北市長会から上がっていく中で、さらに重要なものなどは、実際に東北市長会の会長、副会長、各県の会長が一緒になって関係省庁に要望活動に行くという仕組みになっております。ですから、あくまで一般論ですが、実はそういうような形で国に要望、あるいは提言として上がっていきます。

なお、今年度は東北市長会の副会長にもなっておりますので、先日の全国市長会の折にも、特に震災関係で仙台市の奥山市長、各県の市長会長ともども要望活動を行ってまいりました。

○島軒純一議長 渋間佳寿美議員。

○17番（渋間佳寿美議員） 東北市長会の副会長ということで、絶好な場所にいるわけですから、どんどん国に対して農政改革というものに、これ現場にそぐわないよということを声を出していただきたいと思います。

農地に関する認識も同じでありましたので、特に申し上げませんが、重要だ、重要だとわかっているわけですから、この重要なものを軽はずみなものにしないように改めて申し上げて、次の建設業の人材不足、これに対応するものについて申し上げます。

これについてもおおむね私と認識を同じくするところでありました。ただ、これも懸念という

部分があるので、二、三申し上げさせていただきます。

まず、米沢市公共施設白書なんですけれども、ことしじゅうにはでき上がるんじゃないかというふうにはおりますけれども、その後それができ上がったとしても、施設の参考資料ではなくて、やっぱり生かしていかなければならないということは総務部長もおっしゃっていたので、いいんですが、なるべく早期に計画を出して、総合管理計画を出して、そして事業、中長期的な雇用に結びつくような事業、活性化に結びつけていきたいということでありました。

ぜひこれは言葉だけじゃなくて、実行に移していただきたいと、今は至らないけれども、できるだけ早期、いつものことですが、できるだけ早期というのは二、三年という意味合いじゃないと思いますので、ぜひ早期にお願いしたいと思います。

そして、国土強靱化、国土強靱化についても認識一緒でありました。米沢市も計画に沿って進めると、さらには、米沢市の総合計画にも盛り込んでいくものがあれば盛り込んでいきたいということでありまして、ぜひ実効性あるものにしていただきたいんですけれども、ただ、ここで国土強靱化についての話の中で多極分散型、一極集中の国土ではなくて、多極分散型の国土形成を目指していくんだというのがこの国土強靱化の話でありました。

それと同じような話がきのうの堤郁雄議員の質問の中で、人口減少の話ですね、対応する思いを市長にお伺いしたときに、市長も一極集中という方策を改めていくべきじゃないかと。それも国に対してというんでしょうかね、国の進めてきた方策を、一極集中の方策を国の政策の根幹に係る、働きかけていく、この働きかけていくというのもさっき言った東北市長会という認識でよろしいわけですか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 はい、そのように普通はなっ
ていきます。また、山形県選出の国会議員の方々
との懇談会などでもそういう話は今後してい
きたいものというふうに思っています。

○島軒純一議長 渋間佳寿美議員。

○17番(渋間佳寿美議員) ぜひこれは強力に言
っていただきたいんですけども、ただ、ちょ
っときの頃の堤議員のときの議事録を事務局に
確認したところ、国が進めてきた東京一極集中
を改めるよう働きかけていくということなんで
す。これ言わないほうがいいですよ。国が進め
てきたというのは、それ間違いですからね。間
違いです。

国が進めてきたのは、全国総合開発計画とい
いまして、昭和37年から全総、全総と言いま
すけれども、新全総、三全総、四全総、全国総合
開発計画、これあります。最初の昭和37年の段階
からですよ、均衡ある国土の形成、新全総、全
国的なネットワークの整備、三全総、定住圏構
想、四全総は多極分散型国土の形成、これで国
は実は東京一極集中を進めてきているわけじゃ
ないんですよ。だから、国が進めてきた一極集
中というと、何か根拠が怪しくなるので、国が
進めてきたのは多極分散型国土形成なんです。

ですから、それはちょっと、それ言っちゃうと
何か、何だ理解が足りないと言っているのか、
感覚だけで言っているのかとなりますので、こ
れは国が進めてきたというんじゃないで、今問
題なのは、この第四全総、五全総と言われるも
のまで国はありました、これまで。平成20年ま
ではあったんですよ。ところが、この全国総合
開発計画がなくなっちゃったんです。これが問
題だと思うんですよ。どこの国にですよ、国土
の計画もない国なんてないですよ。だから、危
機感を持ったのか、今の内閣で強靱化、それで
分散型国土をつくらうということになっている
わけですから、ですから、私はこの国土開発計
画というものを再度立てるべきじゃないかと、

そういうような提言をしてもらいたいんです。
平成17年に、10年前変わったのが、この国土
総合開発がもうなくなったんです。国土計画はし
ないと。そのかわりに国土形成計画法、国土形
成計画というものをつくりました。これ真っす
ぐ言うと地方に丸投げという話なんです。丸
投げします。そういう計画に変わっちゃったん
です。

ですから、地方に丸投げですから、財政基盤の
強い首都圏などはますます一極集中化していく、
そういう意味合いで一極集中化というのは当
たりですけども、国が進めてきたわけじゃない
ので、その意味合いで言えば、国土計画とい
うものを持つべきだというものを提言してもら
いたいと思うんですが、市長いかがでしょうか。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 きのうも、そしてこれまでも一
極集中型の国土形成という表現を用いてきまし
たが、正確に言うと、私が言わんとするところ
は国土形成という言葉はふさわしくなくて、本
来の考えからいくと国の経済政策と言ったほう
がいいんだというふうに思います。うまい言葉
が見つからずにそういう言葉を使ってきました
が、本来の趣旨は国の経済政策という意味でそ
ういう言葉を使ってまいりました。すなわちや
はり東京、首都圏一極が繁栄する、一極にその
結果人が集まってくる、そういう国のあり方だ
ったというふうに思います。

その裏表として、やはり地方においては農業の
衰退、すなわち産業の衰退、すなわち人口の減
少というようなことになってきたというふう
に思っていますので、国土整備という、そう
いう意味でなくて使ってまいりましたが、もう
ちょっと本来の趣旨を生かすうまい言葉を探
したいというふうに思っています。

○島軒純一議長 渋間佳寿美議員。

○17番(渋間佳寿美議員) そのとおりだと思
いますね。それで、その一つとして国土強靱化と

いうものも実は経済振興につながるものだと思います。つまりですよ、国土強靱化というのは、それぞれの地域、東京だけ終わっちゃったら、大地震がきたらもうその国は成り立っていきませんよではなくて、それぞれの地域が経済を持つ。そして、それぞれの地域をつくるネットワーク、道路網、鉄道網を整備する。そういうことなんですね。

ですから、どこかの地域が大被害を受けたとしても、どこかがバックアップをするんだと。その機能を米沢が持つべきじゃないのかと。どこかの地域が被害に遭ったときには米沢がそのバックアップ機能を持つんだと。そのための道路網整備、鉄道網、さらにはエネルギー、これが国土強靱化なんですね。その役割も考えているということでもありますので、ぜひ積極的にこの国土強靱化、あわせて市独自でできる白書等々での中長期的な視野を持って、建設業のみならず、いろんな人たちが雇用というものに安心できるような米沢市政になっていただきたいなと思っております。

総じて言えば、危機管理という意識を農政、あるいは産業部のみならず、建設部のみならず、危機意識というものを持って取り組んでいただきたいということを申し上げて終わります。

○島軒純一議長 以上で、17番渋間佳寿美議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時10分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、高齢社会へ向けての行政支援について、

相田光照議員。

〔18番相田光照議員登壇〕（拍手）

○18番（相田光照議員） 一新会の相田光照です。中日の午後1番ということで、本日は前の渋間議員から、私初め齋藤千恵子議員、そして中村圭介議員と一新会が4人も続きます。午後少々騒がしくなるかもしれませんが、どうかおつき合ってくださいませ。

では、質問に入ります。

私の父方の祖父は、私の誕生する前に既に亡くなっておりました。そして、母方の祖父は高校時代に、ともに病に伏して亡くなっております。

一方、祖母2人は今も健在しております。母方の祖母はことしで90歳、そして父方の祖母はおめでたいことにことしで100歳を迎えることになっております。2人とも元気にはしているとはいえ、歩行も困難になりつつあり、施設でお世話になっている高齢者であります。

100歳の祖母に関しては、要介護認定を受けていますが、たまに私の名前も間違いますが、孫だということだけはしっかり覚えており、入浴も介助を必要としながらも自分で洗身、体を洗うことのできる状態であります。このことはひとえに施設の介護従事者の皆さんのおかげであり、頭の下がる思いであることは言うまでもありません。

さて、本日の質問は、我が家族の実情やこれからの社会情勢を鑑みて「高齢社会へ向けての行政支援について」2つの提案をさせていただきたいと思っております。

高齢化にかかわる質問は、先輩議員の皆さんや3月の代表質問で我が会派の海老名代表が伺っておりますが、今回は視点を変えて高齢社会に向けて質問いたします。

まず初めに、現在の米沢市における高齢者数、それと市内介護認定者数をお教えてください。

高齢化社会を語る上で、決して抜きのできないことは、周知の事実である2025年問題です。

我々の父母の年代である第1次ベビーブームで誕生したこの3カ年、約800万人を数える団塊の世代と呼ばれる人々が2012年から65歳を迎え始め、来年2015年には全ての団塊の世代の人々が前期高齢者の仲間入りをします。そして、2025年には75歳以上の後期高齢者へ移行するものです。

介護や福祉という観点から見ると、2025年には超高齢化社会とともに、単身化社会がやってくると言われております。それは必然的にこの分野の需要をますます増加させ、介護予防や終末期の医療及び看護、いわゆるターミナルケアまでを含めた高齢者介護の問題、単身化や孤独の問題が急増すると思われま

す。2010年には15歳から64歳の現役世代5.8人で75歳以上の先輩1人を支えていたものが、2025年には3.3人で1人、2042年（平成54年）以降は、高齢者人口は減少に転じますが、高齢化率の上昇はとまることはありません。2060年（平成72年）には1.9人で1人を支える、つまり3人のうち1人は高齢者という時代がやってきます。

そして、この問題と時を同じくして話題に上がってきたのが、高齢者介護従事者の離職の問題でした。内閣府高齢者白書によれば、平成12年55万人だった介護職員数は、平成24年度で149万人、2025年には212万人から255万人の職員が必要となると見込まれております。現状からさらに100万人近い人材を確保しなければ、これからくる介護需要には対応できないのであります。

しかも、介護業界は慢性的な人手不足で悩んでいる上、離職の実態もあるのです。ただ、私にはこの介護従事者の離職ということが現実味を帯びたものではありませんでした。親族・友人を含め私の周りには高齢者介護に従事している者が数多くおりますが、離職をしたいという話を一度も聞いたことがありませんでした。

しかし、現実には大きな問題になっている。この私の中での矛盾こそが今回の一般質問へ駆り

立てた要因でした。そして、調べれば調べるほど今から手を打つべく必要があることもわかってきました。

ここで皆様に御紹介したいと思います。

こちら資料がございます。これはISFJ日本政策学生会議と言われる民間の非営利政策シンクタンクの学生たちが研究した論文であります。この政策論文の中に、おもしろい記事がありました。昨年11月に明治学院大学西村万里子研究会に所属する赤松幸洋さん、織田遥さん、木村理美さん、徳山祐輔さん、中嶋萌さんが、「介護労働者の離職を防ぐための賃金と労働環境の改善」というタイトルで共同研究をしたものです。

この研究は、厚生労働省の調査結果や毎年介護労働実態調査をしている介護労働安定センターの調査結果を、客観的に実を分析し、建設的に理を積み立て、主観的に論を構成しています。

この論文に深い興味を示したのは、山形を研究主体にしていることでした。なぜ山形だったのでしょうか。離職を促す最大の要因は、他の職種に比べ賃金が低いところにあるのではないかと、私はそう思っておりました。

案の定、平成23年度介護労働実態調査では、全国平均月収21万1,900円に対して、山形県は19万3,996円であり、月額約2万円の差が生じております。しかし、介護職全体の離職率全国で16%、特定の施設の入居者生活介護に関しては24.9%という数字になっております。

これに対して山形県内の介護離職率は11.7%と低く、くしくも全国平均値よりも月収、離職率がともに低いのは岩手県、青森県、そして山形県、この東北3県のみでした。このことが調査研究の対象になり、給与が安いことが離職の最たる理由にはなっていない誇らしい県、それが我が山形県であると感じました。

ただし、最大の要因ではなくとも、全国どこでもこの賃金の格差、それに対する要因の一因と

なっていることは全国どこでも一緒であるという事実はつけ加えておきます。

そんな誇らしげな山形県ですが、そこに甘んじておくことは、さきに述べた2025年以降の問題に先手を打たないことと同じことです。私はこのようなよき状況だからこそ、1点目の高齢者介護従事者の離職を抑制する施策の提案をさせていただきます。と思います。

その前に、現在もしくは昨年度中でも構いません。米沢市内の介護施設における介護従事者数及び離職割合を統計的におとりならば教えていただきたいと思ひます。

現在の公的介護保険制度では、要介護度が重くなるほど介護報酬が高く、逆に要介護度が低くなればなるほど介護報酬が低くなる仕組みになっています。施設の収入面から見て、介護保険では入所者の要介護度が軽いほど施設が受け取る介護報酬は安くなるため、介護現場からはリハビリ等を積極的に行い、要介護度を改善させると報酬が低くなってしまふというジレンマも生じている現状があります。もちろんこれは例ではありますが、このような思ひを米沢市内で、この矛盾を感じている方々も少なくはないでしょう。

つまりみずからの仕事に誇りを持ち、モチベーションを高め、この矛盾を受け入れている現状こそが山形県内の離職率の低下をつくっているのです。この矛盾を根底から変える施策は国の権限ですべきだと思ひます。

だからといって、各地方自治体は指をくわえているわけにはいきません。このことに最も早く気づき、先駆的に事を起こしたのは、東京都の品川区です。昨年より4月1日を基準日として、過去1年間の指定10施設の利用者要介護度、その変化を調べ、奨励金の交付を決定いたしました。

例えば要介護度4の人が3へ、1段階軽くなった場合、1カ月につき2万円の成功報酬を支給

します。つまり11カ月連続で介護3を保てば、11掛ける2万円、つまり22万円の報酬が特養などそれぞれの施設側へ交付されることとなります。

介護職員の励みにしてもらい、経営の安定化を支援することで、介護サービスの維持や向上につながればと区の当局関係者は期待しているそうです。

そこで、お伺ひいたします。

今現状での米沢市が行っている高齢者施設に対する支援の状況についてお教へ願ひます。そして、今後加速度的に迫ってくる米沢市の高齢者を鑑み、品川区が行っているような要介護度改善成功報酬制度を、ここ米沢市に導入してはどうでしょうか。

モチベーションを高め、介護職員の離職防止、つらい・きつい・安いのイメージを払拭し、将来に向けて優秀な介護従事者の人材確保のためにもお答へいただければと思ひます。

続いて、2点目の介護予防事業への参加促進に向けての提案をさせていただきます。

介護を受けざるを得ず、従事してもらふ現場への提案が1点目とするならば、2点目の提案は要介護にならないための個々に対する提案であります。

介護予防事業の目的は、みずからの介護予防と健康増進に積極的に取り組むこと、それと地域やグループなど、帰属意識のつながりの中で生きがいを感じながら自立して暮らしていくこと、この2点であると思ひます。

そして、最大の介護予防は、生涯を通して働くことだと思ひております。ですが、現実的にそれができるのは一握りの方々であるのが実際です。このことを踏まえ、予防の観点と雇用の観点からお尋ねいたします。

現在米沢市でも第1次、第2次を含めさまざまな介護予防事業を行っていると思ひます。事業を開催しても意識的・積極的に参加していただ

ける先輩方は少ないのではないのでしょうか。健康増進は意識下に置かなければなり得ません。多くの方々に啓発し、参加を促すことが一つの手段として、事業参加も促し、将来の保険料軽減にもつながるはずです。

そこで、お尋ねいたします。

米沢市の介護予防事業の現状と今後の展開についてどのようにお考えなのかお教えてください。

さらに、参加促進を目指す中で、多くの自治体が入り込んでいる参加のポイント制、仮称ではありますが、「長寿イキイキ・ポイント」を導入して、参加促進をしてみてもどうでしょうか。

参加することにより物的目的を設ける。多くの自治体では現金に換金できるシステムを構築していますが、私は現金ではなく、ポイントに応じて市内の商店街で使えるような施策を講じてみてはと考えております。このことについての当局の御所見をお尋ねいたします。

最後に、介護予防を雇用という観点からお聞きいたします。

働くこと、人に必要とされることは人間にとって生涯必要なことだと思います。たとえそこに対価が存在しなくても、成就感は大いに得ることができる手段の一つで、定年退職を迎えてもまだまだ働ける、何かのために働きたいと思っている先輩方はたくさんいるのが現実です。

そこで、お聞きいたします。

米沢市のシルバー人材センターの登録者数及び雇用の状況、期間や職種も含めて、また定年退職を迎えた高齢者が今後ふえていく中で、その方々に対する雇用を米沢市としてどのように考えているのかお教え願います。

これらのことをお尋ねするとともに、人の命や生活を預かり、みとりまで支援するという人間の尊厳にかかわる重い仕事をなさっている高齢者福祉に従事している全ての皆様に尊敬の意を表して、私からの壇上質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの相田光照議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、介護施設における介護従事者の離職を抑制する施策の提案についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

まず、本市における65歳以上の高齢者数であります。平成26年4月1日現在で2万3,513人であり、高齢化率は27.6%です。去年は26.9%でしたので、毎年人数と割合がともにふえている状況です。

また、要介護認定者は、平成26年3月末現在で4,536人です。そのうち、要支援1の方が327人、要支援2の方が393人、要介護1の方が941人、要介護2の方が949人、要介護3の方が655人、要介護4の方が579人、要介護5の方が692人となっている状況です。

平成25年3月末現在の要介護認定者数は4,447人でありましたので、認定者数についても、高齢者人口の増加や介護保険制度の浸透に伴い、毎年増加している状況であります。

この数字を踏まえ、介護施設における介護従事者数及び離職割合についてお答えをいたします。

平成24年度山形県介護労働実態調査結果によりますと、県内の介護保険サービス事業所に勤務する介護労働者数は約2万1,200人で、離職率は1年間の訪問介護員、介護職員、看護師の3職種の離職率13.2%となっている状況です。

離職する理由としては、職場の人間関係に問題があったためというのが19.3%と最も多くなっていました。さらに、性別で見ますと女性が職場の人間関係に問題があったためと答えた方が18.4%と最も多く、一方、男性では、26.6%の収入が少なかつたためというのを筆頭にして、自分の将来の見込みが立たなかつたため25.4%と続いている状況であります。

介護従事者の離職については、市としても課題であると考えております。山形県が今年度から

介護職員の人材育成及び確保、定着、離職防止を図るため、山形県介護職員サポートプログラムを実施しております。市としましてもこれとあわせて連携、共同を図るなど、今後も介護職員が安心して介護業務に従事できるように努力してまいりたいと考えております。

続いて、高齢者施設に対する本市の支援の状況についてお答えします。

国では平成21年の介護報酬改定によって、3%の処遇改善を図りましたが、他の業種との賃金格差を縮め、介護は確固とした雇用の場として、さらに成長していけるよう介護職員の処遇改善に取り組む事業に対して、平成21年10月から平成24年3月までの間、介護職員処遇改善交付金を交付してまいりました。

さらには、平成24年介護報酬改定において交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、交付金を介護報酬に移行し、介護職員処遇改善加算が創設されております。このような国の処遇改善に市は依拠しているわけではありますが、独自の支援策というのはまだ特に行っておりません。

次に、要介護改善成功報酬制度の導入についてお答えをいたします。

現在国では要支援の認定を受けている方へ運動機能向上や栄養改善、口腔、口の中ですが、機能向上サービスを行う通所サービス事業所に対して要支援状態を維持、または自立まで改善した方の割合が一定以上となった場合に、翌年度に介護報酬として評価する事業所評価加算が創設されております。

これは要支援1及び要支援2という状態区分がどのように変化したかで事業所のサービス提供の結果を評価する介護保険制度上の成功報酬と言えるものです。高齢者施設に対する支援は現在も市独自ではありませんが、介護職員処遇改善加算、事業所評価加算ということで配慮されている状況であります。

市といたしましても、先進地の状況を参考にしながら、処遇改善について今後研究してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、介護予防事業への参加促進に向けての提案についてお答えいたします。

まず、介護予防事業の現状と今後の展開についてであります。

介護予防事業は、活動的な状態にある高齢者を対象としてできるだけ長く生きがいをもち、地域で自立した生活を送ることができるようにすることを支援する1次予防事業と、要支援、要介護に陥る可能性の高い高齢者を対象にした2次予防事業で構成されております。

本市では、1次予防事業を健康課、2次予防事業を高齢福祉課が担当しております。1次予防事業につきましては、米沢市介護予防教室として社会福祉法人及び医療法人などへ委託し、主にコミュニティセンターを会場として実施しております。

実績としましては、平成24年度は33回の開催に対し1,043名の参加、平成25年度は33回の開催に対し1,149名の参加がありました。委託法人ごと運動機能向上のほか、認知症や鬱病、栄養や口腔に関するものから、現在注目されておりますロコモティブシンドローム予防など多岐にわたっております。

2次予防事業につきましては、よねざわ元気塾として介護保険の通所サービス事業や接骨院、スポーツクラブなどへ委託し実施しております。実績としましては、平成24年度は139名、平成25年度は205名の参加がありました。両事業とも参加者は年々増加しており、参加された方々からも好評を得ております。平成26年度につきましては、両事業とも委託先をふやし対応をしてお

ります。

今後の展開としましては、それぞれの事業の充実を図り、連続性を持って展開することが重要と考えております。また、介護予防の目指すところとしましては、高齢者がみずから進んで気軽に参加できる活動の場が身近にあり、地域の人とのつながりを通じてさらに活動が広がるような地域づくりに発展するものであることと考えております。

また、今年度国では住民主体の通いの場の創出、既存の拡充を目的として、地域づくり介護予防推進モデル事業を実施いたします。県内では村山地域で山形市と中山町、最上地域で最上町、庄内地域で遊佐町、そして置賜地域で本市がモデル事業を実施することとなりました。

モデル市町は、国や県のアドバイザーの支援を受けながら体操などを行う通いの場の立ち上げを行い、その後は住民による自主運営を支援するというものであります。今後地域の実情に応じた介護予防事業を実践するためのきっかけとなるよう取り組んでまいります。

次に、御提案の仮称「長寿イキイキ・ポイント」の導入についてであります。

元気高齢者をふやしていくためには、イキイキ・ポイントの実施は参加意欲の向上につながるものと感じております。導入の仕方につきましてはいろいろあると思いますが、まず1つは、市が行う介護予防教室に参加していただいた場合にポイントを付加して、取得ポイントを商品券などと交換することや、複数の予防教室を受講していただいた修了者に割引券をお渡しするようなことも考えられるのではないかと思います。

また、元気高齢者の予防の観点から、高齢者の方が介護保険施設などでボランティア活動を行い、その実績に応じてたまったポイントを商品券などと交換するような事業も考えられます。このような高齢者の方がボランティア活動に取

り組んでいただくことで、高齢者自身の健康増進が図られ、介護予防につながるものと考えます。

いずれにしても、以上のことを実施する場合、財政面、事業所、施設関係機関などとの調整も必要であることから、先進地などを参考にし、今後検討してまいりたいと思います。

また、ポイントに応じて市内商店街で使えるような施策につきましては、イキイキ・ポイントの実施に当たり、介護予防事業への参加意欲向上を狙い、商品券との交換などが考えられますが、地域内経済循環の考え方をもってすれば、米沢市内を本拠とする事業者限定で利用できる商品券とすることで経済効果も相乗的に増大させることができると考えられますので、商業振興や地域活性化といった視点からも、ポイント制度の導入とあわせ広く検討することになるものと考えます。

次に、シルバー人材センターの登録者数及び雇用の現状についてであります。

シルバー人材センターは、自主・自立、共同・共助の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営している組織であり、定年退職者などの高齢者にそのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的、またはその他の簡易な就業を提供するとともに、ボランティア活動を初めとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上、そして活性化に貢献していただいているものであります。

会員の数につきましては、平成24年度が468人、平成25年度は469人と、近年横ばい状態であります。雇用の現状につきましては、草むしり、雪囲い、筆耕、筆を起こすほうでございます。ふすま張りなどであり、短期的な雇用が主なものであります。

市としましては健康な高齢者が補助的、短期的な就業を通じて、自己の労働の能力を生かし、

みずからの生きがいの充実や社会参加をしていただくことは介護予防にもつながると考えているところでもあります。

私からは以上です。

○**島軒純一議長** 亶田産業部長。

〔亶田美佐雄産業部長登壇〕

○**亶田美佐雄産業部長** 私からは、介護予防事業への参加促進に向けての提案のうち、定年後の高齢者の雇用についての御質問にお答えしたいと思います。

我が国においては、長寿命化が進行しており、厚生労働省が発表した平成24年の平均余命は、男性が79.94歳で、女性が86.41歳となっております。我が国は男女平均で世界一の長寿命国となっております。

こうした中で、高齢者が年金受給開始まで意欲と能力に応じて働き続けられる環境を整備するため、昨年4月に施行した改正後の高齢者等の雇用の安定に関する法律により、定年退職後の再雇用制度を初め、高齢者雇用に関する助成金や奨励金制度が設けられておりますので、これらの周知を図り、高齢者の雇用機会の拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、これまで我が国の経済成長を支えてきた高齢者の経験や技術を生かしていくことが今後の産業の発展にとって必要であると考えております。山形大学が山形県から受託して行っているものづくりシニアインストラクター事業による企業OBを活用したものづくり企業の育成事業を支援しているほか、シルバー人材センターでは、厚生労働省のシニアワークプログラム地域事業による高齢者の能力や就労意欲を高める事業等に取り組んでいるところでもあります。

高齢者が健康で意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現は、社会の活力を高めるとともに、介護予防にもつながるものと考えており、今後とも高齢者の雇用機会の創出に取り組んでまいりたい

というふうに考えております。

私からは以上でございます。

○**島軒純一議長** 相田光照議員。

○**18番（相田光照議員）** それでは、順番どおりといえますか、高齢者の介護従事者の離職を抑制する提案ということでお尋ねいたします。

現在の米沢市の高齢化率が27.6%と年々上がっている現状があります。でも、これは米沢市に限ったことではなく、日本全国どこでも同じような実態であると思われれます。この2025年度問題ということも考えれば、米沢市も同じように2025年にはより高い高齢化率になるのではないかと思います。

そこで、当局として、いわゆる2025年度問題を鑑みて、75歳以上の方々が大体どのくらいになるのかなど。その高齢化率は何%くらいになるのかという試算等はなさっておりますでしょうか。

○**島軒純一議長** 菅野健康福祉部長。

○**菅野幸智健康福祉部長** 2025年、この時点での本市の高齢化率の予想でございますけれども、本市独自では申しわけございません、資料ございません。

ただ、全国的な資料、それから山形県の資料というものがございまして、全国的に見ますと、この時点で30.3%になるだろうと。それから、山形県におきましては35.7%というふうな数字が出ております。近年で山形県と米沢市の数字を比較しますと、大体山形県よりも3%なり2%なり落ちているのが米沢市の状況のようです。したがって、この山形県の数字35.7%から二、三%下がったくらいの数字、33%前後の数字になるのかというふうに予想しております。

○**島軒純一議長** 相田光照議員。

○**18番（相田光照議員）** この75歳以上のいわゆる後期高齢者と、後期高齢者という言葉は余り好きでないんですが、75歳以上の先輩方が何人

になるという数字的なものは米沢市で把握はしてないでしょうか。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 申しわけございません。ちょっと今手元にございませんで、ちょっとお答えすることはできない状況です。推定としてさまざまな計画をつくりますので、そういったところは押さえてございませけれども、今ちょっとこの場所に私数字として持っていない状況でございませ。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番(相田光照議員) 30%、33%になると。単純に考えて今よりも6%ほど、5%ないし6%の割合で高齢化率がふえるということは、75歳以上、65歳以上の先輩方の数もふえていくということになると思います。その将来ふえるであろう、いわゆる65歳以上、75歳以上の方々に対する対応として、米沢市は今後どのような形でそれに向けて施策を講じていかなければならないのか、その部分に関して将来に向けての高齢者福祉という観点から施策等はお持ちでしょうか、米沢市として。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 2025年ということで、これから10数年先ということでございませけれども、これに向けては、まず地道な活動としましては、ことしも計画を策定しようとする介護保険計画というのがございませ。これは3年間のローリングでその都度先々に向けて計画を策定していくものです。

したがいまして、まずはこの中で、当面3年ないし5年なりの先々のことを見越しながら、今現在の何回か答弁もさせていただきましたように、アンケートなりで要望を頂戴しながら、まずこの保険制度をそのサイクルで構築していくというのが1つございませ。

あわせまして、今度は10年スパンということにもなりますので、そうしたときに、今度は米沢

市ばかりではございませ。国全体の中の動きということも注視しながら、まだちょっと今具体的なところ持っているものではございませんけれども、そういったものを見据えて、大きなスパンの計画をまた一つ考えていかなければならないというふうに思っているところであります。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番(相田光照議員) この福祉の分野は非常に毎回私後手後手になるなど感じているんです。結局やっぱり国や県、それぞれの決まった方針に応じて各自自治体が行っている、もちろん補助金の関係もあるがゆえ、そうせざるを得ない実情もあると思います。ですが、今後これからくる超高齢化社会に向けては、それぞれ各自自治体がそれぞれの自分たちの施策を講じていく。そのためには、もちろん予算組みも必要です。健康福祉部ばかりではなく、やはり総体的に全市庁全てが将来に向けていろいろ考えながら施策を講じていかなければならないのではないのかなと思っています。

私は今すべきことということで、確かに部長おっしゃったとおりに3年計画によって第6次介護計画なり、米沢市の高齢者福祉計画、これを策定する。今26年はその作成年度であると。27年度以降、29年まで3カ年でそれを実施していったら、それをもう一度検証しながら新しいものをつくっていくという、この流れでいくと思います。

その中でも、やはり今後絶対的に高齢者の数がふえていく、つまり高齢者の数がふえていって、要介護認定、要支援の認定を受けている人もふえていく現状があると。そうなれば、しっかりと受け皿となる、いわゆる介護に従事している人たちに対する、要介護者自身の環境を整備していくことも必要なんではないかなと私は思ってこの提案をさせてもらいました。

老人ホームの待機者が数多く、200数人という

方々がおります。私は将来に向けてそういう方々はもちろん受け皿になって入れるものがあればいいと思います。しかし、現実に今老人ホームなり、老人保健施設を例えば簡単につくってくれと民間の社会福祉法人の人に頼んでもできないのが現状だと思います。そうなれば、ある程度の施策を講じて、特養、特別養護老人ホームや老人保健施設に入っている方々が一生そこで暮らすのではなく、少しでも改善をしていって、できれば私は退所の方向でいけるようになっていく社会構築をすべきだと思います。

そのために、この介護報酬制度、要介護度を下げていくと、要支援を下げていくことによって、それぞれ自立できるシステムをつくっていく。そのためには、介護従事者の方々が低賃金の中でも一生懸命やってくれる、モチベーションを持ってやっているというこの現実に対して矛盾が生じない施策を米沢市独自として構築するべきではないかなと思います。

介護報酬が例えば介護4から3に下がります。ここに差額分が生じるはずです。4の介護報酬分、3の介護報酬分、下がれば介護報酬が下がる分があると。この下がった分は施設には入らないわけです。いわゆる施設にお世話になっている方が下がることによって、施設に入るお金はこの分減ると、介護保険料も減ると。

でも、全てを取っ払うのではなくて、10という数があるとすれば、4を3に、3を2にできたのであれば、この10のうちの7でも8でもいい。ここまでのものを使ってそれをしっかりと施設に還元することによって、それがそこで働く職員の給与となって反映されたり、または施設のいわゆる整備に使われたりするような形になると思うんです。結局一生懸命頑張って、頑張れば頑張るほど施設に入るお金が安くなって、この矛盾はどこかで是正しなければいけない。もし国とか県が、待っているのであれば、いつになるかわかりません。それに早く気づい

たのがこの品川区だったと思います。

先ほど御紹介した政策論文の中で、さまざまなアンケートをとったんですね、これ。そのアンケートは山形県、岩手県、青森県、各県15施設ずつにアンケートをとったそうです。そのアンケートの中に興味深いものがありまして、賃金の改善で離職を防ぐことができるのかと、そう思うという方がここだけでは22%、78%の人はそうではないと、それだけではないと。

先ほど市長が答弁なさっていただきましたが、離職につながるのはさまざまな人間関係だったり、労働環境、そして賃金の安さ等々、さまざまな複合的な理由によって離職につながっているという現実があります。

じゃあ今度はその離職をとめるために、いわゆる介護職員、自分自身が介護職員としてその人たちが将来65歳以上になって介護保険制度を優遇してもらえると。介護に従事している方は、介護保険制度を自分が65歳以上になって、その介護保険を利用するときに優遇してもらえる特権はどうだろうというアンケートがあります。このアンケートは賛成が16%でした。反対が34%。理由は、その介護保険をそもそも使うかどうかもわからない。将来のことまで期待して介護職を選んでいるわけではないんだと。介護職の職種だけ優遇するのはおかしいんでないという意見が大体25%ぐらいずつで、75%を占めていました。

じゃあ何ならいいのかなというアンケートで1つ出たのが、サービスのよい事業者に対して特別な補助金を出すという制度だったらどうだというアンケートがあったそうです。このアンケートは97%が賛成だと。いわゆる一律的に補助金を介護施設だから頑張っねと、はい、じゃあこの補助金で将来を担ってくださいではなくて、しっかりとした対価、自分たちの頑張りに応じて優良なサービスを提供した事業所に対しては、市が、いわゆる行政がそれぞれで独自で

判断を持って補助金、補助制度を出してほしい。それだったら喜んでもらいますよというのがこの97%という数字になっているのだと思います。

先ほどやめる理由ありましたが、じゃあ逆に介護職が、職員の方々が介護の仕事が続けられる理由、そして、やめたいと思っただけでも、踏ん張れた理由というのが載っていました。これともに上位3つ一緒でした。まず1つが、労働条件がまずよかったと、職場の人間関係、これ本当に表裏一体なんですね。やめたいと思うことも労働条件、続けたいと思うのも労働条件だったり、職場のよい人間関係、悪い人間関係、それによってなっていた。

注目すべきが3番なんです。3番がやりがいなんです。いわゆるやりがいを持って仕事をしているからこそ、きっとこの介護職に限らないと思います。私も自分の仕事にやりがいを持っているし、皆さんもそうだと思います。ですが、このやはり介護職と言われる、きついというイメージの中で、何度も心折れそうになりながらも、そこでこれやんなねと、俺がやんなきゃだめだという思いをやりがいを持ってやっていると。

つまりこの仕事に大きなプライドを持って、誇りを持ってやっている。一生懸命頑張って利用者の方々をできるだけよくして、歩けるようにしたい、風呂に入れるようにしたい、自分で歩行できるようになってほしいと思っただけでも、それが現実的には施設に介護報酬という形で減ってしまう現実があると。だからこそ、介護報酬が減った分全てとは言いません。その中でも市独自の裁量で、もちろんここは財政ともきっちり煮詰めていただいて、財政はもう財政だから、全く福祉は別だと、そういう考えではありません。本当にこれからの将来の米沢市は間違いなく超高齢社会になります。その中で、今先手を打って、今だからこそ先手を打ってやっていく事業を展開していく

ことが私は必要だと思いますが、それも踏まえて、研究なさっていただけるということでしたが、具体的に研究という言葉がどのくらいのものかわかりません、私は。これに対して市としてしっかりと前向きに捉えていただけるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 菅野健康福祉部長。

○菅野幸智健康福祉部長 まず最初に、御紹介いただきましたISFJ、その研究資料、そこの中で評価されている部分で議員御紹介のとおり、介護の職場の中でプライドを持ってそれを評価していただきたいというふうな部分につきましては、非常に共感できる部分でございますし、やはりアンケートでも示されているように、そういった気概を持ちながら現場のほうで日々介護に携わる方々は御尽力いただいているんだなというふうに、今お話を聞きながら感じたところでございます。

これを本日御提案いただきましたように、それでは政策として評価制度、それに見合うような加算と申しましょうか、バックアップのような形になる、具体的にどうするかというふうな部分でございますけれども、お話の中では具体的には東京都品川区の例があるよというふうな御紹介頂戴いたしました。したがって、このたび初めてこういったところの事例を私どもとしては伺ったわけでございますので、まずはこれを具体的に本当にどのように品川区さんでは運用していらっしゃるのかと。

あわせてやはりその評価というものがどのように現場のほうに伝わっているのかといったところも、お話をお聞きしてちょっと興味深いところでもございましたので、その辺につきまして原課を通じて早々調査をさせていただきたいというふうに思ったところであります。

○島軒純一議長 相田光照議員。

○18番(相田光照議員) この事業は本当に昨年

から始まったばかりで、本当にまだ新しいもの

です。この品川区に呼応するように岡山市、滋賀県の名前、町名まではわかりませんでした。数多くの自治体がこの品川区の取り組みを見まして、川崎市もです。川崎市、品川区、滋賀県の町だと思えます。ここが今年度本当に調査研究に入っております。岡山市に至っては、特区申請を国にして独自です。またちょっと一歩進んだことをしております。

ただ、これが政令都市だからできる権限なのか、そのことまではわかりませんが、まず政令都市でない、人口30万人の品川区が現実にやっていると。ここの予算は660万円でした。年間予算を一応660万円をとっている。人口割合からして米沢市は4分の1とは言いません。3分の1と考えても200万円ぐらい、300万円でも恐らくできるのではないかというふうに私は思っておりますので、その辺もちょっと研究していただいて、第6次介護計画なり、この今市がつくっている次期総合計画等々に入れていただくことをまずお願い申し上げたいと、要望をしたいと思えます。ぜひその研究をしていただいて、一歩進んだ市独自の施策を、財政当局にも非常に協力してもらわなければいけないと思えます。その辺も鑑みながら、お互いに手を携えてやっていただきたいということをお願い申し上げたいと思えます。

続いて、長寿、イキイキ・ポイントですが、部長の御答弁を聞き、こちらのほうは非常に前向きに取り組んでいただけるように私は捉えました。この予防事業のポイント制度というのは非常に多くの自治体でやっております。埼玉県志木市、神奈川県大和市、これも岡山市です。岡山市はダブルでやっているんですね。大体大きい都市なんです、やっているのが71万人とか、30万人とか。

でも、その中で米沢市と同じようなところでやっているところないかなと調べたら、あったのが新潟県の柏崎市です。ここ人口8万8,000人で

す。同じような感じで、いわゆる予防事業に参加することによって1ポイントもらえると。ここはもちろん商品券にかかわること以外にも、いわゆる入浴温泉施設、米沢で言うならば、例えば八湯会、例えば10回のポイントで1,000円分の商品券と交換できる。でも、もう一つは1,200円分の入湯券、400円掛ける3でもいいと思えます。ちょっとわかりませんが、そういう八湯会に入れる温泉券を3枚に交換できる、かえられるようなシステムなんかも米沢市のいいところをとって、そういう工夫も、それこそ本当に産業部とここは健康福祉部でタイアップをしていただきたいと思うんです

やみくもに金券ではなくて、例えばのれん会さんとかにお願いしながら、何か牛肉とか、そういうことだっているいろいろなアイデア一つでできるような気もするんです。とりあえず私はこの米沢市内のここの地元の商店街で使えるものに還元できればいいんでないかなと。

介護予防は本当に健康という部分が最大だと思います。高齢者の数がふえていけば必然的に病気もふえていくものだと思います。特別疾病と言われるものがある、いわゆる末期がん、そしてリウマチ、骨折による骨粗鬆症などは、40歳から64歳までの間で、その疾病にかかって、もし後遺症、障がいが残った場合には、介護保険を利用するか、医療保険を利用するかによって選択できるはずなんです。恐らく医療保険をまず利用すれば、入院は大体3カ月ぐらいがせいぜいなどところだと思います。

でも、それ以降に関してどうするかというのは、今度は介護保険を使って、いわゆる65歳以下の若年世代であっても入所できるというものがあります。こういう病気も予防していかなければならないし、そして健康でずっと自立できる生活を送れるように身体的に動かすこともまず一つです。今来ている方は積極的に来てください。今来ない人はなかなか来ないと思えます、最

初は。でも、来ないと思ってやらなければ、一生来ません。来ないと思ってやるからこそ来ようかなと思うんです。何かがあれば、来るきっかけになれば私は1人が2人、2人が3人とふえていくことが事業を早い段階から実施をして、継続的にやっていくことで可能になっていくのではないかなと。

現実にはやっぱり介護予防のこれに関してはふえているというお話がありました。米沢市もやはり関心が高いんだと思います。そして、身体的な健康とともに、いわゆる今度精神的なもの、部長がおっしゃった施設なんかに行ってお手伝いをしたり、ボランティアをすることによってポイントが上がる。

それも私ちょっと調べて、愛知県の刈谷市というところで、同じようなポイント事業をしながら、はつらつサポーター制度というものをとっています。このはつらつサポーター制度というものは、はつらつサポーターに登録している施設に定年退職をした後にボランティアに行くと。月曜日から金曜日の間に施設側と自分たち側で日程を調整して、例えば施設での話し相手、そしてリハビリのお手伝い、あとは洗濯物の畳み方、話し相手なんか非常に人気があるそうです。やはりこの話すことによって、おじいちゃん、おばあちゃんたちもまた職員の方とは違う話し合いができるのではないかなと。

私もばあさんが入所していますが、なかなか行ってない実情もあります。行ったとして月に一遍ぐらい、たまに来ると喜んでくれるんだよね。そこがやっぱり入所している方々の求めるところでもあって、刺激も欲しい、でも退職して自分で趣味を持って、自分でさまざまなことをやっている方はいいと思います。

ただ、そういう方ばかりでもない。その中で、できるだけそういう機会を多くつくってあげることも行政支援の一つだと思うし、そういうボランティアに行ってこのポイント制度とタイア

ップして、そういうボランティアに行っても1時間1ポイント、最高でも2時間で2ポイント、4時間いても2ポイントしか1日は付加できないけれども、さまざまな理由はあると思います。でも、こういうことも利用しながら、肉体的な、健康的なサポートと精神的なサポートを考えていただきたいと思います。

以上です。

○島軒純一議長 以上で18番相田光照議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、道徳教育の重要性と課題について、14番齋藤千恵子議員。

〔14番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○14番（齋藤千恵子議員） 皆様こんにちは。一新会の齋藤千恵子です。

田んぼの稲も健やかに伸び、風に気持ちよくそよぎ始めております。本土より一足早く梅雨を迎えた沖縄では、七十二候という5日ごとに変わる日本の四季をあらわす暦で小満と芒種を組み合わせた小満芒種（スーマンボースー）という言葉で梅雨の意味をあらわしているのだそうです。まさにこの季節を言い当てた言葉だと思います。あつという間に1年も半年が過ぎようとしております。

さて、今回は「道徳教育の重要性と課題について」という大項目で、命をとうとぶとともに、いじめを許さないといった規範意識などの根底となる道徳教育の充実について質問させていただきます。

まず初めに、米沢市の児童生徒を取り巻く状況についてお尋ねいたします。

問題行動の発露の一つのあらわれをいじめと考え、子供たちの周囲からいじめのリスクを減らすために、いじめの認知件数、内容について把握していることをお知らせください。

4月の新聞報道によると、県教育委員会では、2013年度のいじめに関する調査結果について公表いたしました。これはいじめに悩んでみずからの命を断った中学生の事件を受け、初めて全県で質問事項を統一し、全小・中・高校で実施した匿名アンケートの結果を含んだ調査で、いじめの把握件数は合計2,673件、12年度の549件の約5倍になり、統計を始めた2006年度以降で小・中・高校とも過去最多の件数になったという報道でした。

把握件数が大幅にはね上がったことについては、アンケートでいじめの基準を明確にしたのが大きな要因と説明しています。いじめの態様として、「ひやかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「仲間外れ、集団による無視をされる」、「軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、「ひどくぶつけられたり、たたかれたり、蹴られたりする」、「金品をたかられる」、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷嫌なことをされる」、「その他」と具体的な質問事項にしたことが大きな要因と説明しています。

これまでのやり方では余り洗い出せなかった部分があられたと思うし、この数値が多いとか少ないとかということより、明らかになった事柄に対し、いかに解決・解消に向けた取り組みをしていくかが重要なことだと思いますが、米沢市としてこの結果を受けての考察や取り組みについてお聞かせください。

私は、いじめは、児童生徒の命にかかわる問題であり、人として絶対許されない行為であることを道徳の時間や学級活動などを通して全ての子供たちに徹底して何度も繰り返しわかるまで教える、指導することによりいじめの未然防止に努める必要があると思うのです。

もちろん道徳の時間においては、考えを管理するのではなく、いろいろな考えがあることを認め、その中で自己肯定感を育むことこそ大事なことだと思うのです。

そこで、お尋ねいたします。

現在、学校と関係機関で取り組んでいるいじめ対策についてお聞かせください。

いじめの問題は、まず「いじめを絶対に許さない」という意識を皆で共有し、子供を「加害者にも被害者にも、そして傍観者にもしない」教育を実現することが必要だと思うのです。そして、いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものなのです。

いじめを生まない土壌をつくるために、お互いに人格を尊重するとともに、ストレスや自己肯定感の低さなど、いじめの背景にあることに着目し、ここに切り込みを入れないといじめはなくなれないと思うのです。現代のいじめは、巧妙化・潜在化・陰湿化が進んでおり、いじめの実態がつかみにくいのも現代の特徴とされています。

さて、ここ数年の間に携帯電話やスマートフォンなどの急速な普及による全国的な青少年のネットトラブルや犯罪被害などが問題となっております。特に、最近のネットいじめは、複雑化・潜在化し、中1の後半から中2の前半に集中しているということもわかっています。

文部科学省は、平成20年に実施した調査により、約3万8,000の裏サイトを確認しています。このようなネット上でのいじめを防ぐための本市の取り組みについてお伺いいたします。

平成25年度に県教育委員会が県内全小・中学生を対象に実施したIT機器利用実態調査では、インターネットにつながる携帯やスマートフォン、携帯型音楽プレーヤーなどを含めたIT機器の所有率は、小学生60%、中学生80%とされています。青少年が使用する携帯電話を販売する際は、必ずフィルタリングサービスの提供を行うことが義務づけられています。

しかし一方、保護者がフィルタリングサービスを利用しないという選択もあり、インターネットに接続できるゲーム機や携帯型音楽プレーヤーについては、フィルタリングの必要性の認識が低いのが現状です。得られる情報も多く、フィルタリングが機能しづらいのがスマートフォンです。ネット犯罪から子供たちを守るため、通信環境の進化に伴う正しい知識を学ぶ機会をつくるのが今重要なのです。

そうした中、文部科学省では、ことしの3月に携帯電話やスマートフォンなどを適切に使うためのリーフレットを高校生向けに作成しました。「ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ」というリーフレットです。そこには、インターネットを利用する際の留意点などが掲載されています。今やインターネットは私たちの生活に欠かせないコミュニケーション手段となっています。通信機能つきのゲーム機などで誰にでも、どこでも手軽にインターネットができるようになりました。

しかし、その反面、さまざまなネットによるトラブルが起き、それに子供たちが巻き込まれるケースがふえてきているのも事実です。未来を担う子供たちが安心してインターネットを利用できるよう、そのフォローをしっかりとするのが私たち大人の役目なのです。

各家庭で考え方も違い、大変難しい問題だとは思いますが、家庭でのルールづくり、社会のモラル、情報発信を含めた学校の指導、トラブルを防ぐように未然防止の周知方法などお聞かせ

ください。

いじめを生まない土壌をつくるために、お互いに人格を尊重することとともに、いじめの背景にストレスなどがあることにも着目し、その改善を図るとともに、いじめ問題に対して全ての関係者がその兆候をいち早く把握し、迅速に対応する必要があります。隠さずに学校・教育委員会・家庭・地域社会が連携して対処していくことが重要なのです。この問題は決して対岸の火事ではありません。社会の心の闇が子供たちにあらわれているのです。

私が購読している日本教育新聞では、平成25年3月から1年間にわたって「いじめ問題に立ち向かう」という連載を掲載し、いじめ防止の必要性のみならず、いじめ防止のためのアプローチの提案を連載し、私も1年間かけてじっくりこの問題を考えてきました。具体的に学校現場に取り入れることのできるツールを少し提示してみます。

スクールソーシャルワーカーの国内先駆者である山下英三郎氏の「修復的対話」や「ロールレタリング」、また先生と生徒の向き合い方の「教育コーチング」、現場とともにつくる「予防教育」、そして「アサーション」、また怒りのコントロール法を説いた「アンガーマネジメント」、その他「ピア・サポート」など、実にさまざまなアプローチ法があることを知りました。

いじめによる自殺が社会問題化して約30年、全国でさまざまな対策を講じてきましたが、未然に防げなかった痛ましい現実があります。新しい法律「いじめ防止対策推進法」が制定されました。「いじめ」を冠にした初の法律です。この新法ができた後にも、いじめに起因すると指摘される生徒の自殺事案は発生しています。もちろん法制度を整えたからといって全てが解決するわけではなく、これはさらなる防止対策のスタートにすぎないのです。

命を大切にすることを、長期的な視点での自殺予防対策につながると考えますが、本市では「命を大切にすると心身の育成」の教育をどのように行っているのか、具体的にお答えください。

平成20年の中央教育審議会答申によると、我が国の子供たちは、生命尊重の心や自尊感情が乏しいこと、基本的な生活習慣の確立が不十分であり、規範意識の低下、人間関係を築く力や集団活動を通じた社会性の育成が不十分といった指摘がされています。

これらの課題を踏まえれば、命を大切にすることを育む道徳教育の充実や改善に取り組むことが今喫緊の課題だと思っております。もちろん、子供たちの豊かな人間性は学校だけでなく、家庭や地域社会を通じて育まれるものであり、道徳教育の充実にあたっては、保護者と学校・地域社会との連携が不可欠なのは言うまでもありません。

そこで、お尋ねいたします。

家庭・地域・学校のそれぞれの特性を踏まえた役割分担をおのおのどのように考え、実際どのように行われているのか、またその連携の方法についても具体的にお知らせください。

大きな社会問題となっているいじめ防止の観点からも、子供たちが自己肯定感や自尊感情を高め、人として踏まえるべき倫理観や道徳性、社会性や規範意識・善悪を判断する力、思いやりや弱者へのいたわりなどの豊かな心を育むことが求められています。これからますます道徳教育に期待する役割は大きくなり、道徳教育の重要性については論をまたないところですが、学校におけるいじめを許さない環境づくりも重要なことです。

いじめは人権侵害であり、決して許されないものであることを、もう一度社会を構成する私たち一人一人が日本全体で共有することが喫緊の課題だと思っております。いじめの問題は、人として

の生き方、あり方にかかわる大問題であると考えます。

子供たちの規範意識や責任感を高め、豊かな人間関係を築き、我が国の伝統や文化への理解を深めるために何が必要なのかとの視点で考え、道徳教育を充実していくことが大切なのです。道徳教育は、人が生きていく上で必要なルールやマナー、社会規範などを身につけ、人としてよりよく生きることを根本で支えるもの、基盤となるものです。

そこで、米沢の道徳教育についてお伺いいたします。

私は、米沢は歴史と文化、そしてよき先人を持った郷土であるという誇りを持って生活しています。上杉鷹山公の教え、すなわち「学問は、人たる道を極め、これを実践に移す。学問は、実学でなければならない」という偉大なる先人の教えを通して、あるべき姿を教えていると理解しています。

ここ米沢で脈々と受け継がれてきた教え、この教えを礎とした米沢の教育、私は教育でしか社会を変えることはできないと考えています。教育こそ国の礎です。市長、市長が考える「こんな教育を米沢から発信したい」という熱い思いのほどをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

私は現在米沢市で使用している道徳の副読本、「ふるさと米沢の心」が、熱い先生方が熱い思いを持って手づくりしたすばらしい副読本であると思っておりますが、教育長、ぜひ全国に誇れるこの副読本について御紹介いただきたいと思っております。

最後になりますが、道徳の教科化についてお伺いいたします。

道徳を教科にしようという背景には、道徳教育の抜本的な見直しと一層の充実があります。何度も申し上げますが、規範意識や公共心・思いやりや責任感など、家庭や社会で生活を営む上で重要な資質が欠如している人がふえ、さまざま

まな課題が山積みしているからにほかならないのです。

教科化に当たって、現場の道德教育の実態を踏まえ、これからの道德教育のあり方を教育長はどのように認識していらっしゃるのかお聞かせください。私は道德の教科化に向けての動きは、学校の道德教育を抜本的に見直す機会であると積極的に受けとめたいと考えますが、いかがでしょうか。

一人一人の命をお互いにとうとぶとともに、いじめを許さないといった規範意識などの確立の根底となる道德教育の重要性、充実をいま一度見直すことを再度訴え、壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの齋藤千恵子議員の御質問にお答えをいたします。

今御質問にありましたように、先人たちの教え、歴史、文化など米沢の財産と言うべきものがたくさんあって、それを後世に伝えていくべきだというお考えですが、私も全くそのとおりだというふうに考えております。

そして、事前にこんな教育を米沢から発信したい、こういう子供を育てたいという質問の御通知をいただきました。その通告と今御質問がここでありました道德教育の重要性、さらには、いじめのない学校づくりという、そういう御質問内容でしたので、教育についてはさまざまな思いがありますが、その御質問に沿う形での私の考えをいろいろさまざまな思いがある中で、御質問に対しての部分でお答えをしたいというふうに思います。

まず、こんな教育を米沢から発信したいということですが、毎年4月1日に行われる教員の辞令交付式のときに、市長としての御挨拶で毎年申し上げていることがあります。それは何かというと、学校、教室には勉強のできる子供も余

りそうでない子供も、あるいは運動の得意な子供も不得意な子供も、体の丈夫な子供も健康に恵まれない子供も、円満な家庭から登校してくる子供も不安な家庭に下校していく子供も状況はさまざまあるわけですが、それら全ての子供にとって思い出深い、楽しい学校であってほしいというふうに申し上げております。

ですから、米沢の教育の中で、そういうようなことを追求していく教育であれば、それは全国的に発信するだけの価値が十分にあるというふうに思っています。

また、こういう子供を育てたいという点でどう思うかという事前の通告がございましたが、やはりいっぱい期待、望みがある中で、1つだけ挙げるとすれば、誰かのよき友達となれる子供を育てたいというか、育ててもらいたい。子供が育ててもらいたいというふうに思っています。

そして、そういう思い、理想に対して心配もあります。これは米沢のことというわけではなくて、あくまでも日本の社会、子供たちを取り巻く一般的な状況として申し上げるわけですが、子供たちは比較、競争、没個性化、画一化という世界に置かれていないだろうか。そして、その結果、自分のことを考えるだけで精いっぱいの子供だったり、あるいはストレスの重さに耐えかねていじめに走っている状況というのはないだろうかという心配をしているというのがあります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 原教育長。

[原 邦雄教育長登壇]

○原 邦雄教育長 私から、齋藤千恵子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ちょっとお断りをおきたいというふうに思います。聞き取りの段階で、教育委員会の職員が聞き取った中で、こういうような質問ではないかということで、5項目についてまとめさせていただきました。その5項目につい

て私のほうからお答えしますけれども、きょうの齋藤議員の御質問とこれが合っているのかどうかというちょっと不安な部分がありますけれども、お答えをしたいというふうに思っています。

1 番目、道徳教育の重要性と課題についての中で、初めに、児童生徒を取り巻く現状であります。社会情勢の変化や人間関係の希薄さ、地域、家庭の教育力の低下などの状況があり、いじめや不登校、学校不適応を起こす児童生徒はふえてきており、本市においても全国的な傾向と同様であると捉えております。

例えばいじめについては、重大事案は発生しておりませんが、多くの学校でいじめを認知しておりますし、不登校につきましては、不登校ゼロに向けた取り組みを継続しておりますが、増減を繰り返しています。

また、さまざまな課題を抱えた児童生徒が学校への不適応を示し、学習に集中できなかつたり、友達や先生とうまくかかわれなかつたりする事例もふえつつあります。これらの現状から、学校において学習指導以外の指導に要する時間がふえてきている現状があります。

次に、昨年度2月から3月にかけて実施しました「いじめ発見調査アンケート」についてお答えいたします。

アンケートは、平成26年1月から3月上旬まで、小学校1年生からを調査対象としております。ただし、中学校3年生は進路決定及び卒業時期を迎える時期であるということを配慮して、原則行っておりません。

アンケートは、全県で統一した様式、項目で実施され、自分がされているかいないかだけではなく、周りにされている人がいる場合も書き込めるようになっております。県では回答について無記名を原則としておりましたが、本市では無記名では丁寧な対応と早期解決を図れないと判断し、記名を原則として実施いたしました。

結果は、小学校30件、中学校48件でありました。そのうち、解消した事案は、卒業式までに小学校21件、中学校28件であり、その後春休み中にさらに面談、聞き取り、指導を継続し、3月末段階ではさらに小学校で2件、中学校で2件が解消となりました。

今年度も継続指導が必要な事案は、小学校で7件、中学校で18件となっておりますが、いずれもいじめの行為自体はなくなりましたが、解消とするまではもう少し継続的な見届けが必要であると判断した事案であります。

本市としましては、認知件数が多いということはそれだけ子供たちの状況をしっかり把握できた結果であると考えており、大切なのは認知した事案の一つ一つについて詳細を確認し、解消に向けて丁寧に取り組み、指導を行うことだと考えております。

また、いじめの対応のうち、最近特に危惧されているものにネットによるいじめがあります。さきの調査で認知したいじめの中で、ネットが関係しているものは、中学校で2件ありましたが、いずれも解消しております。現段階ではまだ全国で言われているほどネットによるいじめは認知されておりませんが、ネットが絡んだトラブルの件数は以前より確実に増加し、低年齢化していると感じますし、発見が難しいことを危惧しているところであります。

次に、3番目、いじめ防止への取り組みについてお答えいたします。

ただいま申し上げました状況を踏まえて、いじめ予防に対する取り組みを全市挙げて行っております。今年度国と県の事業、いじめのない学校づくりを受け、米沢市誰もが行きたくなる学校づくり研修会として、年間10回、60時間の研修プログラムを組み、各学校のミドルリーダーとなる教員を対象に、年間を通した研修を実施しております。

主なプログラムとしては、学級経営の基本とし

での開発的集団づくり、学校適応理論、カウンセリング技法、発達障がい、二次障がいと問題行動、小・中連携のあり方、協同学習、ピア・サポートプログラム、特別支援、養護教諭、スクールカウンセラーの役割と活用、学級環境適応尺度としてのアセスの活用などがあり、さまざまな角度からプログラムを組み、教員のスキルアップを目指しております。

いじめに関する調査結果はもとより、学校不適応や問題行動等、また家庭、保護者への対応など年々難しくなっていることから、このように全市を挙げたいじめ等の未然防止に向けた取り組みを中心に据えて、いじめのない学校づくりを目指しております。

次に、道徳教育についてお答えいたします。

児童生徒が安心・安全に学校生活を送るためには、何よりも授業を大事にしていきたいと考えます。各教科はもちろんですが、心の教育として道徳の時間もとても重要だと捉えております。昨年6月に示されたいじめ防止対策推進法を受けて、10月に策定されたいじめ防止等のための基本的な方針の中で、いじめの防止等のために国が実施すべき施策として、学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成として道徳教育を推進すると示されております。道徳教育用教材の活用や、教職員の指導力向上などを推進するようにと述べられております。

本市では、かねてより道徳教育を大切にしてきました。米沢の多くの先人について、子供たちに学んでほしいとの思いから、平成6年度から米沢市独自の道徳副読本「ふるさと米沢の心」を作成し、小・中学校で道徳の時間を中心に活用してきました。この20年間で何度か改訂作業や新資料作成などを重ねながら、より使いやすい形を目指しております。平成22年度に本市を会場に開かれた道徳の小学校全国大会、中学校東北大会を機に、道徳の大切さを再確認し、郷土資料「ふるさと米沢の心」を使った各校での

授業実践研究がさらにふえ、計画的な道徳の指導、教職員の指導力の向上を実感しております。

また、本市作成の「ふるさと米沢の心」を参考にしたいと各自治体からの問い合わせも多くいただき、改めてこの資料の価値の高さを実感しており、さらなる活用を推進していきたいとの思いを持っております。

現在中学校版に「ものづくり米沢」を、小学校版に「師弟愛」にかかわる新しい資料や追加を含めて編集作業を進めております。

最後に、学校教育の中での道徳教育の課題についてお答えいたします。

効果的に道徳教育を推進していくためには、計画的な指導と家庭や地域と連携をした道徳教育の推進が大切であることから、この2点に力を注いでいくことが重要だと捉えております。

1点目の計画的な指導について申し上げます。

道徳の時間は、週1時間の位置づけになっておりますが、道徳教育は、道徳の時間だけではなく、学校教育活動全体を通して指導をすることが必要であることが、学習指導要領で述べられています。そのことを受け、校内では全体計画並びに道徳の時間の年間指導計画などに沿った指導が行われますので、現在作成されている指導計画についてより各校の実態に合わせた計画にしていき、効果的に指導を進める必要があります。早急に計画の見直しを行い、計画的な指導を進めることが大切だと感じております。

2点目の保護者や地域と連携した道徳教育の推進につきましては、道徳ノートをつくり、学校で学んだことを家庭でも話題にし、親子で考えてもらう学校独自の取り組みなどがあります。しかしながら、国語や算数などの教科指導と異なる道徳教育については、保護者の方への理解、啓発がまだまだ不十分であると感じております。参観日で道徳の授業を見ていただいたり、学校開放日に道徳の授業を地域の方にも見ていただいたりなど、まずは子供たちの学びの様子を知

っていただく機会をふやしたいと考えます。

また、学校だより、学年だより等でも道德のことに触れたり、副読本を家庭に持ち帰り親子読書の機会をつくったりするなどの取り組みも推進していきたいと考えます。

また、道德の時間に地域題材の活用や保護者や地域の方々の参加型の学習なども今後さらに進めていきたいと考えております。

本教育委員会では、第3期米沢市教育・文化計画の中で、目指す子供の像を「がってしない子ども」としております。がってしないは、本市の方言で、へこたれない、びくともしない、辛抱して屈しないなどの忍耐力や粘り強さの意味が含まれています。これらの精神的な強さは、自分自身を初め、周りの友達や家族などを愛する心や支え合う心の交流があって、初めて身につくものです。

本市学校教育では、「がってしない子ども」を「おしょうしなの心」に代表される、温かな心の育成を土台にした心豊かでたくましい子供の姿と捉えております。困難な場面でも粘り強く諦めずに挑戦することや、将来の夢や自分自身の生き方について志を持ち、それらに向かって努力しようとすることや、意欲を持ち続け実践する子供を育てていきたいと考えております。

米沢の子供たち一人一人ががってしないで、健全に成長することを促すために、さらに道德教育を推進していきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) 御答弁ありがとうございました。教育長、質問のとおり聞き取りのとおりです。質問をさせていただいたことには全て御答弁いただきましたので、私も質問しているうちに質問が膨らんだのかとちょっと心配いたしました。御答弁をお聞きして安心したところです。

まず、その中でちょっともう少しだけ質問をさ

せていただきたいことがあるので、お願いいたします。

家庭と地域と学校、それぞれの特性を踏まえた役割があるわけですけれども、今もう少し力を入れていただきたいことがあるので、質問をさせていただきたいと思います。

学校は、否応なく評価と順位づけをせざるを得ないところです。そこで、学校内部では評価を持たない養護教諭の先生、また、外部の組織、すなわち第三者の目を入れることも時には必要かと思えます。地域社会は、学校を縦軸、家庭を横軸とした場合、その地域社会の特性を生かし、斜めの筋交いの役目をした支援ができるのではないかと思います。

学校をさまざまな面からサポートする体制の充実が、これからさらに重要になってくると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 まさに議員お述べの開かれた学校づくりということで、地域、保護者、そういった方々の力をおかりして、子供たちの指導を一生懸命進めていかなければいけないというふうに思います。直接に学校のいろいろな活動に地域の方、保護者の方々の力をかりることはもちろんですけれども、子供たちが地域に出て行って、そういった地域の活動の中で、地域の方と一緒にいろいろなことをさせていただく、そういったことも大事なのかなというふうに思っています。

米沢では今話題になっております土曜授業でありますけれども、そういった土曜授業という言葉ではないにしても、土曜日、日曜日にそれぞれの地域で特色ある活動がなされておりますので、そういった中で子供たちを地域で温かく育てていただければなというふうに思っています。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。小さな事案ですけれども、小さな事案でも

事案が起こるたびによく指摘されるのが学校の、言葉は悪いのですが、閉鎖性だと思うのです。この閉鎖性を破るために米沢市ではどのような取り組みをしているのかぜひお聞かせください。

○島軒純一議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 各小・中学校を通じて、さまざまな子供たちが学校に通っているわけですが、そういう中でさまざまな対応を迫られるというようなことがあるわけですが、学校内で起こっていること、これらについては校長を通じて学校評議員制度のある学校等があるわけです。それから、PTAの役員等に逐一報告をしていただきたいということで、全校で周知を図る、これは一番いいわけですが、その前に、そういうような人たちにまずは連絡を入れておいてほしいということで、そんな話題の共有化をぜひ早く図ってほしいところをお願いをしているところです。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。子供たちのコミュニケーション力ということが問題になっております。大人でもありますが、子供たちのコミュニケーション力を高めるために、放課後の学童保育ということもとても大切な役目を果たしていると思います。学童保育の中の異学年の中で切磋琢磨して成功したり失敗したりなどを繰り返しながら、ちっちゃい失敗やちっちゃい成功を繰り返すことで人間関係をつくっていく。まさに昔の地域社会、御近所の子供たち、放課後の子供たちの姿ではないかなと思って私は見ているのですが、その点についてはどのようなお考えでいらっしゃいますか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 私たちが子供のころ、夕方学校から地域に帰ると、火の用心ということで、上の学年の子供が拍子木を鳴らして旗を持って町内中を火の用心というかけ声をかけて回

っておりました。その前後にみんなで鬼ごっこをしたり、かくれんぼをしたりして遊んでいた、そういうのが我々の子供の時代かなというふうに思いますが、今は子供たちの生活環境も変わって、習い事だったり、いろんなものに出かけたりして、なかなか子供たちが群れをなして遊ぶことが少ない。

そういった中で、この学童クラブ、あるいは関小学校の放課後の児童の教室などでは、異学年集団のいろいろなかかわりができるという点では非常にいいなというふうに思っているところです。

やはり議員お述べのとおり、そういった異学年の集団の中でいろいろなかかわりを通してぶつかったり何か少々しながら、生き方を学んでいく、そういうものかなというふうに感じているところです。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。まさに同感です。

次に、もう一つなんですが、不幸なことの子供たちの自殺を防ぐということの一つに、今注目を浴びているのが、レジリエンスを高めることが有効だと言われております。強いストレスの中で、それをはねのけ、克服する力を養う、本当の意味での強さ、日本語で言うと、何くそという力、負けてたまるかという力、そういう心意気のことだと思うのですが、さまざまな悩みを抱えている子供たちだからこそ、そう簡単に理屈では、指導だけではできないところも多々あるところはわかりますが、このレジリエンスを高めるといふ、この注目すべき点だと思うのですが、これについてはいかががお考えでしょうか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 今議員お述べの負けてたまるか、何くそというそういう気持ち、まさに本市で狙っております「がってしない子どもの

育成」というふうなことにつながるのかなというふうに思っています。本市では他市町と違って、学校教育の理念ということで目的意識の確立ということを上げています。

これは何のために学んで、どんな生き方をしようとするのかという、そういう信念や志をしっかり持たせる、そういったことでありまして、小さいうちから自分はどのような生き方をするのか、ちっちゃいころは何になりたいとか、どういう仕事につきたいということなんだと思いますけれども、学年が進むに当たって、自分はどういう仕事について、将来どんなふうになりたい、そして、そのことを通して社会のためにどんな役に立つような人間になっていくのかという、そういうしっかりとした心を持たせたい、そういった中で、やはり学んでいく中で、負けない心、たくましい心、いわゆるがってしない心を育てていかなければいけないなというふうに思っています。

○島軒純一議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。特にいじめ防止については、もちろん道徳教育のみならず、コミュニケーション能力を養うことや、情操教育なども本当に重要であることは言うまでもないことです。いじめにより大事な大事なとうとい命が奪われることのないように願わずにはいられないところです。的確な御答弁をいただきましたので、もうこれで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○島軒純一議長 以上で14番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休 憩

~~~~~

午後 3時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時までに終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、投票率向上に向けた取り組みについて外1点、19番中村圭介議員。

〔19番中村圭介議員登壇〕 (拍手)

○19番(中村圭介議員) 本日一新会4番手の中村でございます。あと1時間おつき合いいただければと思います。

平成23年4月の地方統一選挙で、本当に多くの皆様からお力添えいただいて初当選させていただいて、はや3年と2カ月を迎えようとしております。3年間振り返ると、本当に人生の中で濃い3年間だったなど。それと同時にすごく早い3年間でもあったなというふうに、今回の質問を考えているときに振り返ったところでございます。

そして、これまでの議員活動を通して市政のさまざまな課題や問題、そういったことを今回のこの一般質問等を通して提案・提言させていただいたわけですが、今回の一般質問、数えたところ10回目となっております。記念すべき10回目なんですけれども、実は本当だったら11回目だったんです。

忘れもしない、平成23年9月の定例会の開会前に、急な病気で入院と手術を余儀なくされてしまいました。通告していた質問ができなくて、本当に多くの皆様に御迷惑をおかけしたところだったんですけれども、実はそのとき通告させてもらっていたのが、この投票率の向上につい

てでありました。

何とかきょう無事当日を迎えられたので、ほっとしておったところなんです、なぜか原因不明の腰痛に悩まされて、何かこの質問と因果を感じるようになりますけれども、本当に思いを込めて、特別な思いを持っておりますので、気持ちを込めて本日の最後質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、1つ目の質問、投票率向上に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

投票率の低下、これは米沢市だけでなく全国の自治体が抱える大きな問題です。総務省が公表している国政選挙における年代別投票率を見ると、その現状が一目瞭然です。特に若い世代、20代から30代における投票率の低下が著しく、昭和42年の衆議院議員総選挙における20代の投票率が66.69%でした。そして、直近の平成24年の投票率が37.89%となっており、28.8%の減となっております。同じく30代における投票率は、昭和42年が77.88%、平成24年が50.1%で、27.78%の減となっております。

このように、特に若い世代の投票率低下が著しく、投票率向上に向けた取り組みが喫緊の課題となっております。

さらに、同じく総務省が公表している直近の意識調査、平成22年参議院議員通常選挙における意識調査でしたけれども、投票の棄権理由の上位の主なものとして、1つ目、仕事があったから、重要な用事があった、適当な候補者も政党もなかった、選挙に余り関心がなかった、選挙によって政治はよくなると思った、面倒だから、私一人が投票しなくても同じだから、こんな項目が上位を占めて、社会的な無力感や政治的無関心をうかがい知る結果だったのではないのかなというふうに感じたところであります。

また、米沢市においても平成19年に執行されました市長選挙の後に、低投票率の原因を探るた

めの投票意識調査が行われておりますけれども、同じように棄権理由の上位を占めておったのが、用事などで行けなかった、投票しても同じだから、投票したい候補者がいなかったと、こういったものが上位を占めておりました。

この調査を読み解けば、例えば天候や時期、そして選挙の争点によって大きく投票率が左右されておるようではございますけれども、まず1つ、何より候補者の日ごろの情報発信や選挙運動が何よりも大切なんだと改めて感じたところであります。

棄権理由の上位を占める政治不信を払拭するためにも、市民との対話、議会報告会等も行ってありますけれども、そういったものや情報交換の機会を設けることが何よりも大切でありますし、政策本位による政治選択の実現を目指していくことも、これからの候補者に求められていることだと思っております。

しかし、時代や社会の変化に対応しながら投票権を行使しやすい環境づくりや常時の啓発は行政の責務でもあると考えます。そして、来年は統一地方選挙です。本市においても県議会議員選挙、市議会議員選挙、米沢市長選挙が実施されます。本市の投票率を向上させるためにも、これまでとは違う積極的な対策が求められます。そこで、伺います。

平成20年に行った投票意識調査では、本市における投票行動の現状分析がなされたものと思いますが、そのデータを受けて投票率向上に向けてこれまでどのような取り組みがなされてきたのか。また、今後どのような取り組みをなさるのかを伺いたいと思います。

続きまして、2つ目の質問です。

若者会議の考え方並びに今後の開催について質問します。

平成24年9月定例会におきまして、若者会議設置に向けた進捗状況について伺いました。安部市長は、以前に御自身が参加された山形新聞主

催のヤングフォーラム、そして米沢青年会議所が主催したまちづくり市民会議の話を引き合いに出され、その必要性、重要性について非常に前向きな答弁をいただきました。

そして、昨年の9月、米沢商工会議所青年部、米沢青年会議所、米沢観光物産協会青年部、米沢青年連合会、山形おきたま農業協同組合米沢地区青年部、温泉米沢八湯会、米沢法人会青年部会の7団体による青年部サミットにおいて、米沢市まちづくりシンポジウムが開催されました。米沢市との共催、協力をいただいた形で開催したわけですが、中心市街地の活性化や道の駅などについて、各業界それぞれの視点から数多くの意見交換がなされ、非常に有意義な会であったと思います。

安部市長は、この若者会議を試験的に実施し、その結果を踏まえてその方向性を決めていきたいと述べられておりました。その結果はどうだったのでしょうか。そして、どのように分析されたのでしょうか。

私自身このシンポジウムに参加したわけですが、繰り返しになりますけれども、本当に本市における重要なテーマについて、参加者一同さまざまな視点からの意識、考え方を共有できる貴重な会だったというふうに今でも思っております。

しかし、今回参加された団体の皆様は、おのおのの分野で地域発展のために日々活動されている、いわばまちづくりに対して意識も志も高い方ばかりです。私がイメージする若者会議とは、こういった各種団体に所属する機会になかなか恵まれない、一般市民の方が気軽に参加でき、議論、討論、そして行動を起こせるような会議体です。

以前にも紹介させていただきましたが、既に若者会議を行っている先進自治体での設置目的を見てみると、「若者の意見や提言を市政に十分反映させ、若々しい感性と力強いエネルギーを

取り入れながら、若者との協働によるまちづくりを進めていくため」とこのようにうたっております。

概要としてもメンバーは18歳から30代半ばまでの男女で構成され、会議の内容は、審議会や委員会と違い、若者の自由な発想で地域課題に取り組み、また積極的に市民活動に携わっていただくといった内容でございます。

これまでの、本日までの一般質問において、安部市長は、若者を意識した数多くの発言をされておりました。若者が住みよいまちにするためには、その当事者たる若者自身がこのまちの課題や問題点を顕在化させて、そして若者自身が当事者たる若者に働きかけて、ともに課題解決に向けた行動を起こしていくことが一番の近道ではないでしょうか。

周りを変えるにはまず自分自身が変わらなくてはなりません。自分が変わるには意識を変えなくてはなりません。自分が変わるその意識、その意識を変えるきっかけ、機会の提供として質の高い若者会議の設置をお願いしたいと思います。

そこで、改めて伺います。

若者会議を試験的に開催したわけですが、その結果を踏まえ、若者会議に対してどのような考えを今現在持っていらっしゃるのか。そしてまた、今後の開催についてどのように考えているのかお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 安部市長。

[安部三十郎市長登壇]

○安部三十郎市長 ただいまの中村圭介議員の御質問にお答えをいたします。

私からは若者会議の考え方と今後の開催についてお答えします。

以前から中村議員に御提案いただいているように、地域社会の将来を担う若い世代の方々からまちづくりについての御意見をお聞きして生か

していくこと、また若い世代自身がまちづくりに参画することは、まちの将来を担う人材を育成していくという点からも重要だと認識をいたしております。

今御質問にもありましたが、一昨年から市内の7団体による青年部サミットが始まり、昨年8月に第2回がありました。米沢青年会議所、米沢商工会議所青年部、米沢観光物産協会青年部、米沢法人会青年部会、米織青年連合会、温泉米沢八湯会、山形おきたま農業協同組合米沢地区青年部の7団体であります。

このサミットの趣旨は、地域で活躍する7つの青年団体が、それぞれの垣根を越え交流を行うことで相互理解を深め、地域内のネットワーク構築、コミュニケーションを図るとともに、将来的には総合的な地域づくりや新事業などの新たな連携による展開も図っていくというコンセプトのもとで始まったというふうにお聞きしております。

この会議に米沢市役所からも職員が3名参加いたしました。参加した職員からは、コンパクトなまちづくりの必要性、中心市街地の活性化、若者起業の支援など、市の実施している施策について説明を行ったところ、さまざまな意見をいただいたという報告を受けています。

出席者が若い世代ということですから、若い世代ならではの視点、また、さまざまな分野の団体ですので、既存の枠にとらわれない意見が交わされたというのは大変意義があると思っております。この青年部サミットについては、3回目についても予定されているとお聞きしておりますので、本市としても継続して職員が参加できるようにお願いをしていきたいというふうに思っております。

先ほど御質問の中でも御紹介いただきましたが、かつて若い時代に山形新聞のヤングフォーラムとか、米沢青年会議所のまちづくり市民会議に参加させていただいたわけですが、報告を受け

て感じるのは、まさしく自分が体験した会議と同じような大変意義のある会議が行われたものというふうに思っております。ですから、民間の市民の間で立ち上がってきたこのような会議に市職員が参加していくというのが1つであります。

もう一つは、御質問にもありましたが、全ての若い人が団体に所属しているわけではない。団体に所属していない人たちの、要するに個々人の御意見というのもまたお聞きする機会というのが必要だと思っておりますので、そういう機会もこの青年部サミットへ職員が参加するというのとは別に、そういう機会も市として設けたいというふうに思っております。

現在次期総合計画を策定すべく準備が始まりました。その中で、総合計画の審議会も立ち上がったわけですが、その委員20名のうち、30代の方が4名、40代の方が4名、ですから、20人のうちの8名が30代、40代になっておりますので、1つにはこちらから委嘱をしたそういう方々に御意見をお聞きする。そのほかにもこちらから委嘱しているわけではないけれども、自由に意見が言いたいという方の意見をお聞きする場も設けて、若い世代の御意見をお聞きしていきたいというふうに思っています。

そういうようなことも含んで米沢まちづくりフォーラムというのを、仮称ですが、開催して市民の方々から自由に総合計画策定の参考となる御意見をお聞きしたいということも一方では考えていることを御報告して答弁といたしたいと思えます。

○島軒純一議長 小林選挙管理委員会委員長。

〔小林 栄選挙管理委員会委員長登壇〕

○小林 栄選挙管理委員会委員長 選挙管理委員会委員長を拝命しております小林栄と申します。これはえある壇上に立たせていただくのが2回目であります。出番をつくっていただきましてありがとうございます。

早速中村圭介議員の御質問にお答えしたいと思います。中村圭介議員が今回のこの選挙管理委員会に対する御質問がようやく日の目を見たとおっしゃったわけですが、そういった意味からも心の底から、それこそ魂を込めて、ことだまの御加護を信じながら丁寧に御説明申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

御質問の趣旨が、米沢市のホームページに掲載されている投票意識調査報告書の結果を受けて投票率の向上にどのように取り組んでいるかというふうな御質問であります。

投票意識調査報告書というのは、皆様御存じのとおり、本市における投票率が低い原因を探ろうと平成19年度に実施したものであります。市長選挙当日の有権者から1,067名を等間隔無作為抽出法で抽出し、46.3%の回答をいただいたものをまとめたものであります。

その結果として、報告書にも記載してございますが、明らかになった点は大きく分けまして次の4点になるようであります。

まず1点目ですが、投票率は20歳代から60歳代において、選挙の種類を問わず年代が上がるほど伸びているということ。

第2点目、選挙は国民の権利や義務と考えている人が圧倒的に多いが、その意識が投票に結びついていないということ。

第3点目が、20歳代、30歳代において国民の権利や義務ではなく、個人の自由と考えている人が他の世代より多いという点。

そして、4つ目、期日前投票制度の周知度はかなり高いのであるが、その知識が投票に直接結びついていないように思われるという、大きく特色を挙げるとこの4点を挙げる事ができるようであります。

それで、これらの結果を受けて、ではどのような啓発活動なり、対応策を講じればよいのかということですが、選挙管理委員会といたしまして、これまで米沢市明るい選挙推進協議会と

もにさまざまな選挙啓発活動に取り組んできたところであります。

具体的には選挙時啓発として、街頭において啓発チラシを配布するなどして投票の呼びかけを行っているほか、常時啓発としては、20歳到達者への投票参加を呼びかけるメッセージの送付、明るい選挙推進大会の開催、明るい選挙推進地区の委嘱、あるいは明るい選挙啓発ポスター、そしてまた、標語の募集、ポスター展の開催、そして高等学校における選挙啓発出前講座の開催など、多岐にわたって啓発活動を展開してまいりました。

特に、高等学校における選挙啓発出前講座の開催につきましては、平成23年度には市内全ての高等学校で開催しており、先進的な事例として全国的にも注目を集める取り組みとなっているところであります。

そこで、市民の皆さんに特に20代、30代の皆さんに投票に行くという意識を持ってもらい、それをどのように行動に結びつけていくかという点について、今後とも明るい選挙推進協議会と連携し、啓発活動を展開するとともに、効果的な施策の研究を行いながら、少しでも投票率が上がるように努力してまいりたいと思っております。

以上であります。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) 気持ちの入った答弁ありがとうございます。まずは、順番に投票率向上、こちらのほうから質問席より再度御質問させていただきたいと思ひます。

壇上でも述べたのですが、来年は統一地方選挙ということで、選挙の年ということで、これまでいろんな議員が質問されていますし、きょう私もいろいろ提案させていただきますけれども、そういったものが幾つか実現されて、何とか投票率下落の歯どめか上昇に転じると、そうなればいいなということの思ひを込めて質問させて

いただきたい、提案させていただきたいと思  
います。

その投票率向上に向けた考え方として2通りあ  
ると思います。先ほど壇上であったように、ま  
ずは選挙時、もしくは通常時、常時の啓発活動、  
それともう一つは、やはり投票行動を容易にさ  
せるというか、投票の環境整備ですね、こちら  
2つに分かれるんじゃないかなというふうに思  
います。

それで、報告書の中でもわかった、期日前投票  
のお話も出たので、まずはインフラ面のほうか  
ら伺いたいというふうに思いますけれども、こ  
れは以前山田富佐子議員が、多分初当選されて  
次の定例会だったかと思うんですけれども、期  
日前投票について、市役所の6階という場所が  
非常に使いづらいという、本当に生の言葉を当  
時ぶつけられて、非常にあとは夜暗かったり、  
非常に使いづらいというような声もありまして、  
当時なかなか1階に設けるのは難しいというよ  
うなお話はあったんですけれども、さまざまな  
面で考慮しながら検討したいというようなお話  
があったかと思うんですけれども、その後、そ  
れらに対して何か具体的な検討等なされたもの  
なんでしょうか。まずそれから伺いたいと思  
います。

○島軒純一議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 それでは、答  
弁させていただきます。

今議員述べられたように、山田富佐子議員のほ  
うから平成23年6月でしたか、御質問を頂戴し  
ておったところでございます。毎回市庁舎の1  
階部分に設置するとなると、1階の市民ホール  
が1つ候補になるわけでございますけれども、  
各種証明書の発行等で使っているということも  
ありまして、十分な広さを確保できない状況だ  
というようなことで、検討をさせていただき  
たいというような答弁を申し上げたところでござ  
います。

それに関しましてはなかなか、その後期日前投  
票の投票者の数でございますけれども、さらに  
ふえ続けている状況でございます、多い日で  
すと2,000名の方が投票に来られるというふうな  
ことで、やはり十分な広さを確保することは難  
しいというふうな状況でございます。

そのようなこともございまして、障がいをお持  
ちの方とか、高齢者の方が選挙に来られた際  
には、1階正面玄関のところに期日前投票の期間  
中守衛を置いておりますけれども、そちらから  
選管のほうに連絡をいただきまして、選管の職  
員が伺いまして、介添えを行って6階まで御案  
内するというふうな対応をするなどして、でき  
るだけ御不便をおかけしないように、気持ちよ  
く投票をしていただけるようにというふうにし  
て配慮してきたというようなことで対応させて  
いただいていたというふうなことでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) 今答弁いただいて、多  
いときには2,000人の来場があったというお話で  
したけれども、期日前投票は、恐らくもうやる  
たびに多分どんどんふえている状況じゃないか  
なと思います。やはり社会の変化というか、雇  
用形態の変化で、サービス業に従事される方も  
非常にやはり多くなってきているというような  
こともあって、やはりなかなか日曜日行けない  
という人もやっぱり今と昔では違うんじゃない  
かなというふうに思っております。

介添えしたりという、何かそういった新たなこ  
とは対応されておるようなんですけれども、そ  
もそもこれからまだまだふえていくというこ  
とを考えたときに、1つ提案なんですけれども、  
どこかまた新たな場所に投票所を設けてみる  
というものはいかがでしょうか。隣の秋田県男  
鹿市は、こちら結構日本で一番期日前投票の投票  
率が高い市のようなんですけれども、スーパーの  
一角をお借りしてやっつけらっしゃると。

これはもう大分前から始めておられるようでし

て、市役所とここ2カ所でやっておるようですが、本当に6割以上、7割近い方がそのスーパーの投票所を利用されている。その投票所に来る方というのは、子連れの特に若い世代が目につくと、多いと、それで一定の成果を出しているということのようです。

そして、そのスーパーなんかも別に出張所で行っているのはここだけではないんですけれども、スーパーで行っている自治体数々あります。ですけれども、やはりその宣伝効果も期待してか賃料なんかは取らないというケースが多いようですので、そんなに莫大な費用もかからないんじゃないかなというふうに感ずるところなんです。その辺いかがでしょう。本市でも検討してみようというのはいかがなものでしょう。

○島軒純一議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 期日前投票所を複数設置するというふうなお話かと思えます。多い日には2,000人の方が来られているというような現状でございますので、制度として大分周知されてきているという中で、今後も利用者がふえるというふうなことについては同じように考えているところでございます。

期日前投票所を2カ所設置するとした場合、ちょっと課題があるというふうに考えているところでございます。まずは事務従事者の配置やパソコンなどの設備、システムに関するもの、それから具体的な場所を選定するに当たっては施設設備に関することなどが挙げられますが、中でも二重投票の防止という観点が非常に重要であると考えているところであります。

また、期日前投票制度が発足してから、期日前投票を行う有権者が増加傾向にあるものの、投票率そのものは伸び悩んでいることを考えれば、今まで投票日に投票所で投票してきた人が期日前投票所に流れてきているだけではないか。すなわち必ず投票する人が期日前投票に前倒しになっただけではないかということ、投票率の

向上に果たしてつながるかという疑問も残るといような部分もございます。

いずれにしても、投票環境の向上につきましては、必要であるとの認識の上に立っておりますので、本市における期日前投票所の増設につきましては、こうした点を踏まえつつ、まずは期日前投票所を増設している先進自治体の状況を把握し、二重投票防止のシステム構築などについて調査研究をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) 何となく事務員の配置ですとか、費用面がネックになっているというような答弁だと思うんですけれども、そうじゃなくて、それと投票率向上させること、これをしてんびんにかけるとどちらがいいかと、ぜひそこを検討してもらいたいと思うんです。

ちなみにですけれども、先ほど二重投票の防止のネットワーク、これは私も直接聞いたわけじゃないですけれども、目にした資料を見ると、10万円以内ぐらいでもう構築できているという資料も目にしました。

そして、あと例えばですけれども、ちなみに今現在米沢市では期日前投票のときの宣誓書というのはあれですか、今の制度だと窓口で配っていらっしやいますか。どんな状況ですか。

○島軒純一議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 期日前投票所の受け付けのときにお配りをして、そこで記載していただいているというふうな状況です。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) その男鹿市の場合ですと、投票所の入場券の裏に宣誓書を印刷して、自宅で書いてその場に行く。つまり期日前投票所に宣誓書を配る方の事務の廃止、配置を省いているんですよ。これは逆に期日前投票をする側からしても、自宅で書いてすぐ行ける。その分、もらって書く分の手間が省けますし、まし

てや高齢者の方ですとか、障がい者の方なんかだと、やっぱりなれた自宅で書いて行ける、これは逆に投票者側にとってもメリットがあります。

もしかすると、宣誓書を新たに印刷する分の印刷代も浮くかもしれないですし、投票のそういった事務用品を管理する面でもメリットが出るかもしれないですし、そういうメリットしかちょっとそれは感じなかったんですけども。どうでしょう、米沢でも入場券の裏に宣誓書を印刷すると、これはすぐできそうだと思うんですけども、これいかがでしょうか。

○島軒純一議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 山形県内でもそのような対応をしている自治体があるというようにつきましては、前回の参議院選挙の折に聞いております。ぜひ研究させていただきたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) これは期日前投票所を増設するに当たっても、そうでないとしても非常に投票者側にメリットがある、これはお互いにメリットあると思うんです。事務局側にとってもメリットがあることだと思いますので、これぜひ次回に実施できるように、検討・研究させていただきたいと思います。

ちょっとインフラ面で個別的な話になるんですけども、今年度で北部集会所が廃止になると。これは当然あそこの地元の地区の方が投票所として使っておるわけなんですけれども、来年の4月の選挙のときはどうなんでしょう、もうそこは使わないのか、もしくは使わないとすれば、その場所の選定のプロセスというか、そういったものはどうなっておるのか、ちょっとその辺お聞かせいただければと思います。

○島軒純一議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 来年の4月までは現在の北部集会所を投票のために使用する

ことは可能だというふうなことで聞いておりますので、それまではそのようにということで、それ以降の選挙につきましては、地元、まずは徳町が地元になるわけですので、徳町の皆様とちょっとお話をさせていただいたところがございます。

今の北部集会所の北側になりますけれども、すぐ近くに乳児園がございますので、そちらのほうに確認をしたところ、まずお借りできるというようなことございましたので、徳町の皆様にもそのお話をさせていただいたところ、ぜひそのようなことでお願いしたいというようなことで、御理解をいただいたところがございます。そのような形で進めさせていただきたいと思っておりますし、大字塩野につきましても、投票区内の地番になっておりますので、改めてお話をさせていただきたいというふうに思っているところがございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) いや、もう既に地元と話されているということで、かなりスピーディーな対応だなというふうに思います。場所もそう変わらない場所のようでしたので、ぜひこれは早目に住民の方に周知していただいて、それだけ近くであれば少々問題は出ないかと思うんですけども、でも、あそこ駐車場広かったので、その辺がどうなのかですが、ぜひその辺しっかり住民の方とお話しいただければと思います。

次は、常時啓発、こちらのほうについて伺いたいと思いますけれども、これ私前3月の予算委員会でもお話しさせてもらったんですが、この選挙の常時の啓発事業費、これが33万4,000円と。金額が多いからいいとか悪い、そういう話をするつもりはございません。先ほど委員長からもお話があった明るい選挙推進協議会の方々の協力、これはその負担金が6万5,000円とあるからわかるんですけども、このそれを除いたほか

の部分でどんな活動をされているのかなというのが、ちょっとこの予算で見えてこなかったんですね。もしかすると、この予算書では見えてこない、何か活動があれば、こんなものを例えばやっているよというものがあればぜひちょっと教えてもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 先ほど委員長のほうから答弁申し上げましたように、明るい選挙推進協議会と共同で事業をやっているということで、事業につきましては先ほど申し上げた中身でございますけれども、例えば選挙啓発のポスター、標語の活用でございますが、昨年度までですと、市民課のホールのほうに掲示をしてというふうなことであったわけなんですけど、一昨年度までは。昨年度につきましては、新たに「ドラマチック戎市」のほうに出展をして、多くの方に見ていただいて、選挙啓発についてPRをさせていただく、子供たちにはそのパソコンのソフトを使って選挙啓発のゲームをやってもらおうとか、そういう取り組みをやったり、あるいは明選協だよりというふうなことで発行している機関紙と申しますか、情報誌があるわけでございますけれども、それもA4の白黒だったものを4ページの見開きカラー版にしたりというふうなことで、経費はそんなにかからないものでありますけれども、それぞれの事業をブラッシュアップして、よりいいものというふうなことで、やらせていただいているというふうな状況でございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) 私も明選協の方々の活用というのはもう本当に頭が下がる思いというか、本当にボランティアで、先ほどあった先進的な高校での出前講座ですか、これそれこそ総務省の常時啓発の事例の中で米沢市と出てくるくらい先進的な取り組みのようでした。が、し

かし、しかしというところなんですけれども、やっぱりそういった活動を長年継続させながら、やっぱりなかなか投票率の下落に歯どめがかからないと。やっぱりそういった中で、これ新たな取り組みを行っていくのか、どうするのかというところだと思うんです。

私は、やはり常時の啓発活動というのは非常に大切だと思っています。さらに言えば、主権者教育ととれるような、高校生の出前講座、そういったものが、つまり時間かかるかもしれませんが、そういったものが非常に大切かと思うんですけれども、ちなみに明選協の方と小・中学校との連携というのは今のところないんでしょうか、その辺はいかがでしょうか。高校生だけなんでしょうか。

○島軒純一議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 ポスター募集をさせていただいていると、啓発のポスターですね。その点だけでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) 私、中学校のときに生徒会役員選挙に立候補したことがありまして、こんな学校をつくりたいと、公約、多分みんなの前で演説して、街頭でポスター張ったりしておはようございますなんていうことをした記憶があるんです。やっぱりそれはもう一連のみんなの前で演説をしてこうやりますと。それに対して生徒のみんなに投票して選んでもらうと。まさに選挙のリアルの体験ができています。逆に言えば、それを行っているんです。ぜひそこの連携を図れないかなと思ったところなんです。ちなみに現在でも小・中学校で、そういった生徒会役員の選挙というのは行われているんですか。

○島軒純一議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 現在生徒会につきましては、全部の中学校で生徒会は選挙活動で行っています。あとは小学校でも選挙をしている学校

もございますし、あとは互選だったり、話し合いとか、そういった部分です。さらには、あと小・中学校とも学級の学級委員とか、学級の役員についても選挙等を行っております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） まさに出前講座、恐らく出前講座というのは模擬投票されたり、選挙の大切さをお話しされたりとか、そういった中身だと思うんですけども、ぜひ中学校ではもう全部の中学校でやっていらっしゃるということで、その先進事例集、その総務省のやつをプリントアウトして見てみたら、やはり中学校と選挙管理委員会が連携して啓発活動を行っているという事例がありました。これも先進的な取り組みとして載っていました。そんなにお金かかるようなことじゃないですよ、見てみると。

例えば選挙の、生徒会選挙のマニュアルをつかってあげる、学校の先生用に。あと生徒用にマニュアルをつくらせている。何でこの選挙をやるのかと、そういう意味、意義を講義してあげると。そして、実際の中学生の投票に使う投票箱ですとか、腕章ですとか、そういった本当に使うものを貸し出す。そういったことでより選挙に触れてもらうというような取り組みをなされておるようです。余り予算かけてやれということ、苦しい中で私なかなか言いづらんですけども、そういった取り組みならそんなに莫大な予算をかけずできるかと思うんですけども、どうでしょう、そういったできるところからぜひ取り組んでみられてはいかがかなと思いますけれども、どうでしょう。

○島軒純一議長 生田選挙管理委員会事務局長。

○生田英紀選挙管理委員会事務局長 御提案ありがとうございます。投票箱と記載台につきましては、選管のほうで各学校にPRをさせていただいて、貸し出しというようなことで、昨年度で申しますと、小学校1校、中学校1校から申し込みを受けて活用していただいたというような

ことでございます。

それからもう1点、ことしでございますけれども、山形県の選挙管理委員会のほうで小学校の6年生対象の選挙啓発のパフレットを、今まであったわけですが、内容を見直して配付したいと、市町村の選管を通して配付したいというようなことで計画しているようでございます。ぜひそのようなものを活用しながら、また今御提案あったようなことも加えて、市で独自にそれに新たな資料をおつけするというようなことも可能かと思っておりますので、そういうような形で選挙への理解を深めていきたいというふうに考えております。その際は教育委員会のほうと御相談をさせていただきながらというようなことで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） ぜひその投票、絶好の機会だと思うんですよ。必ず投票するわけですから。そのときに、さらに何でこの人を選ぶのかと、どういうことなのかということを実際にリアルで実社会のことを学ぶことができるというのは、本当にいいことだと思いますので、ぜひ受けじゃなくて、もう積極的に連携していただいて、行っていただきたいなというふうに思います。

ちなみに、後で総務省の常時啓発の資料は見ただければわかると思うんですけども、選管にインターンシップを招くとか、もう本当にすぐにでもできるようなことたくさんやっておりますので、ぜひそういったところも参考にさせていただきたいなと思います。

あと本来であれば教育委員会の方に通告すればよかったんですけども、でも、やはりよくよく考えれば、例えば、こんなこと言っているかですけども、20代、30代にある程度もう自分ができてしまった人に、選挙に行きましょうとポスターを見たり、それスピーカーで流した

り、CM流したりというものが果たしてどれほど投票行動に結びつくのかなというか、私はもうはっきり言って疑問、ほとんどもう結びつかないんだろうなというふうに思っています。

やはり小さいころからのそういった教育ですよ。その主権者教育といたらいいんですかね、そういったものをぜひ逆にどんなことをしているんですかと、今たくさん聞きたいところであったんですけども、学校現場で公民等とかでいろいろ教えていらっしゃるとは思いますが、単なる暗記だけの教科になるんじゃないかと、生きた授業といいますか、そういった重要性をぜひ伝えていただければなというところで、本日のところは要望させていただきたいと思えます。

まず、ぜひ来年4月、今言ったような啓発活動なり環境整備なり、何か一つでも実現して、ぜひ投票率の上昇に結びつけていければなということ期待して、こちらのほうの質問は終わらせていただきたいと思います。

次が、若者会議についてでありますけれども、安部市長からも総括いただいて、サミットのほうも非常に手応えがあったようなお話をいただきました。ちょっとお話を聞いて少し理解ができなかったところが1点あるんですけども、市長もやっぱり一般の方が参加できる機会を設けたいというお話をされた上で、これ総合計画を策定するに当たってまちづくりフォーラムというんでしょうか、仮称。そういったものの設置を考えていらっしゃるというお話をされていらっしゃいましたけれども、市長が一般の方の参加の機会を設けたいと思うというのと、このまちづくりフォーラム、つまりこのことを指していらっしゃるんでしょうか。ちょっとその辺お聞きしたいです。

○島軒純一議長 安部市長。

○安部三十郎市長 先ほどの答弁で区分けがちょっと明確でなくお話ししたようなので、もう一遍

区分けをして話をいたします。

次期総合計画については審議会が立ち上がりました。6月5日に委嘱をしたわけですが、委員は20名いらっしゃいます。そのうち、20名のうち30代が4名、40代が4名、合計8名いらっしゃいますので、まずいらっしゃるの、若い世代の御意見をそこでまず一つお聞きできるというふうに思えます。

ただ、そういう役職組織があつて、そこから出てきていらっしゃいますので、この方々は全く何も団体に属していない、肩書を持っていないという人が集まってこられたわけではないわけです。

そして、次に、米沢まちづくりフォーラムというように、それとは別に市民の方々から（仮称）米沢まちづくりフォーラムというものを開催をして御意見いただくという予定であります。

ただ、それは、今のところどういう人が集まってくるかというところまで煮詰まっていないものですから、またいろいろな団体に属した方が多いというような可能性もありますので、まちづくりフォーラムの中身が煮詰まった時点での判断になりますが、これもやっぱりここでも全く何も属していない、一個人の人が意見を言う場とはなっていないというような状況のときには、若い人で何も属してなくて、一個人として意見を言いたいというような人の意見をお聞きする場を確保しなくちゃいけないというふうに思っています。

そのことこそ中村議員が一貫して今までおっしゃってきた、こういう人たちにも意見を述べる場を提供すべきだ、つくるべきだということに対する対応だというふうに思っていますので、そのようにしたいというふうに思っています。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番（中村圭介議員） はい、わかりました。ちょっと済みません。もう一度、済みません、私はなかなか理解するのが苦手で、もう一度確

認したいと思えますけれども、先ほど聞いたのは、さっきの説明で、私まちづくりフォーラムという組織体が、いわゆる総合計画を策定するための意見を言うあれかなと思ったんですよ。だから、つまりそれだとまちづくり会議の若者会議の提案がなくともでき上がっていた団体じゃないのかなと。だから、ちょっとそう思ったので、今の話だと、じゃあ30代、40代の8名の方と、先ほどおっしゃったまちづくりフォーラムは全く別だという意味合いなんですね。わかりました。

ちなみに、そのまちづくりフォーラム、結構時間たってきましたけれども、ぜひどんなイメージかお聞かせいただきたいなと思うんです。やっぱり会議体ってたくさんいろいろあるんですけども、全く未定でしょうか、ちょっとその辺。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 まずは、この趣旨としては、広く市民の方々から意見をいただきたいというのが趣旨になります。今想定しておりますのは、大体定員としては50名以内ぐらいで組織をしたいというふうに思っております。できるだけ若い方々に、こちらのほうには参画をいただきたいというふうに思っておりますので、団体に対する声かけのほかに、公募というふうな格好で30代、40代の方々にも多くの方に入ってもらえるようにしていきたいというふうに思っています。

開催は、都合3回ないし4回ぐらいで、それぞれテーマ性を持ちながら、その中でテーマに沿った意見をいただければというふうに思っております。それを審議会のほうにも意見として反映をしていくような格好で総合計画全体をまとめていきたいなというふうに考えております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) そうすると、そのフォーラムはあくまでも総合計画策定のための方向

性を導き出す会議体だということ、そういう位置づけなんでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 今般の総合計画策定に付随した組織ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) わかりました。それも1つ市民の意見を聞くということで、非常に大事な試みかとは思いますが、壇上で述べさせていただいたように、やっぱり私の趣旨というのは、あくまでも若い人にターゲットを絞っています。やっぱり若い人が自分たちで課題を見つけて、それを議論してどうやって解決するかと、そういった場をぜひつくっていただきたいんですよ。

聞き取りのときもお話しさせてもらったんですけども、長野県の小布施町なんかでも2年前に若者会議始められました。あと新潟県の燕市ですかね、始められました。これおのおの色があって、例えば小布施町だと3日間集中型の若者会議、燕市のほうですと、年間通してのプログラムをつくっているんですね。最初にみんなと顔合わせして、徐々にいろんなものをくみ上げていって、自分たちでいろんな計画を策定していくんですよ。それがどの程度市で採用されているか、ちょっとそこまで詳しくホームページ上では見られなかったんですが、さまざまな形があるかと思います。

それがさっき言ったまちづくりフォーラムが一つのきっかけになるかもしれないんですけども、やっぱりこれは何で設置してもらいたいかという、やっぱりここで意識が高い若い人って絶対育ってくると思うんですよ。必ずそういう人というのがまちを引っ張ってくれるリーダーになってくれるはずなので、やっぱりどうしても民間からそういう人がぼこぼこ、ぼこぼこ出てくれば、それはもう理想ですけども、や

っぱりどこか行政がそのきっかけづくりというところでぜひ音頭をとっていただきたいというふうに思いますので、どうでしょうね、やっぱりこのまちづくりフォーラムとまた切り離れたものを考えるというのは非常に難しいことでしょうか。部長、どうでしょうか。

○島軒純一議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 聞き取りの際に御指摘をいただきましたので、小布施町もインターネットで調べさせていただきました。35歳以下の若い方々が集まって、町内で100人、町外から100人集めて、関係者含めて240人で3日間、大変すばらしいなというふうに思いました。ここのすぐれたところは、やはり核になっている実行委員会の組織が地元の若者の集団によって立ち上がっている、そこに大学が関係したり、町が関与したりしながら支えているというふうな連携の姿がとれておりました。

やはりその行政主導できっかけづくりというふうな御意見は十分に理解はするわけですが、やはり民間が主体になってこうした動きが出てくるところに、行政としては支援を、深くかかわりながら支援をしていくという姿が最終的にはこう理想型なんだなというふうに受けとめさせていただきます。

今先ほども答弁の中にあつたわけですが、青年部サミット、目的があつて開催されているわけでありまして。行政も参加をさせていただくわけでありまして、こうした小布施町のような動きになっていくような新しい動きがそれぞれの団体さんのほうで企画なりなんなりということがあるのかないのかななどについても、各団体さんとお話し合いをさせていただきながら探ってまいりたいなというふうにも考えております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○19番(中村圭介議員) 小布施町の若者会議見ていただいたということで、本当に200名を超える県外からも集まってくるってすごい会議です。

見てもらったからわかると思うんですけども、実行委員長している人間が第1回目の企画に携わった方で県外の人、すごい楽しいって移住してきた、移住してきた人間が第2回目の企画をやっている。それだけ若者の力ってすごいんですよ。何か感じるものがあれば絶対に行動で動かします。行政が必ずこういうまちをつくると思ったら、必ず応えてくれると思うんです。それは間違いなく若者が応えてくれる。

まさにこれが物語っているなというふうに感じたところでもありますので、見ていただいたということでもありますので、ぜひその若い力を信じていただいて、きっかけづくり、サポートという言葉は出していただいたので、それがうまい形で合致すればいいんでしょうけれども、ぜひその行政主体になるということも頭に入れていただきながら、この件に関してはぜひ何とか米沢方式というものをつくって、全国に発信していきたいなというふうに思っていますので、ぜひ緩まぬ研究というんですかね、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○島軒純一議長 以上で19番中村圭介議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後 4時08分 散 会

